

【第3号議案】

令和9年度地域公共交通計画認定申請書（案）について

(1) 地域間幹線系統確保維持費国庫補助金

1 制度の概要

地域間幹線系統とは、複数の市町村をまたがる広域的なバス路線である。この地域間幹線系統に対する国の支援制度として、地域間幹線系統確保維持費国庫補助金がある。この申請においては、路線がまたがるそれぞれの市町村が、地域公共交通計画の別紙を毎年度作成し、協議会を経て国に提出する必要がある。

※地域間幹線系統に対し、自治体内を走行し地域間幹線系統と接続している路線が地域内フィーダー系統である。

2 令和9年度地域公共交通計画認定申請書（案）の概要

- ・対象運行系統 大形線（新潟市～聖籠町～新発田市）、
次第浜線（新発田市～聖籠町）
- ・対象運行期間 令和8年10月1日から令和9年9月30日まで
- ・協議資料 地域公共交通計画認定申請書、法定計画別紙、表1・2・3、系統図等

3 令和9年度事業の目標について

	大形線
年間利用者数	353,500 人
収支率	77.5%
財政負担額	0 円

[大形線]

- ・年間利用者数は、新発田市地域公共交通計画において、R4年度現況値 314,000 人/年に対し、R10年度目標値 361,000 人/年としているため、R9年度時点での目標値は 353,500 人/年とする。
- ・収支率は、現状を下回らないことを目標とし、R4年度現況値が 77.5%だったため、R9年度目標値を 77.5%以上とする。
- ・財政負担額は、新発田市の負担が発生しないことを目標とする。

[次第浜線]

- ・聖籠町の地域公共交通計画と合わせた目標値を設定する。【聖籠町と調整中】

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 新発田市地域公共交通活性化協議会
住 所 新潟県新発田市中心 3 丁目 3 番 3 号
代 表 者 氏 名 会 長 渡 邊 毅

地域公共交通計画認定申請書

地域公共交通計画のうち、地域公共交通確保維持事業に係る計画を別紙のとおり定めたので、関係書類を添えて申請します。

※本申請書に、記載すべき事項を全て記した地域公共交通計画を添付すること。

地域公共交通確保維持事業 詳細
(地域間幹線系統確保維持費国庫補助金)

令和 8 年 6 月 日

(名称) 新発田市地域公共交通活性化協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
[大形線] 大形線は新発田市（新発田営業所）から新潟市の拠点間を連絡し、通勤通学、買い物、通院等の日常生活行動だけでなく、観光、ビジネス等、多様な目的での移動を担っている。起終点の新発田営業所（新発田駅付近）並びに万代シティ（新潟駅付近）では、鉄道等の他モードや他の路線バス等と連絡し、途中、佐々木駅や新崎駅を経由するなど、公共交通ネットワークを構築する上で特に重要な役割を担っている。（新発田市地域公共交通計画（以下「計画」という。）P48参照） [次第浜線] 次第浜線（はまなす号）は聖籠町から新発田市（新発田営業所）の拠点間を連絡し、通勤通学、買い物、通院等の日常生活行動など多様な目的での移動を担っている。終点の新発田営業所（新発田駅付近）では、鉄道等の他モードや他の路線バス等と連絡するとともに、途中、交通結節点である聖籠町役場を経由するなど、公共交通ネットワークを構築する上で特に重要な役割を担っている。（計画P48参照）
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果
(1) 事業の目標 [大形線] 年間利用者数は、新発田市地域公共交通計画において、R4 年度現況値 314,000 人/年に対し、R10 年度目標値 361,000 人/年としている。差分 47,000 人を 6 か年で割り返した約 7,900 人を毎年の増加目標とし、R4 年度から 5 年経過する R9 時点での目標値は、7,900 人に 5 年を乗じた 353,500 人/年とする。 収支率は、現状を下回らないことを目標とし、R4 年度現況値が 77.5%だったため、R9 年度目標値を 77.5%以上とする。 財政負担額は、新発田市の負担が発生しないことを目標とする。 (計画 P51 参照) [次第浜線] 聖籠町の地域公共交通計画と合わせた目標値を設定する。【聖籠町と調整中】
(2) 事業の効果 新発田市と市外を結び、通勤通学、買い物、通院等の日常生活行動のための広域的な移動手段を確保する。 鉄道等の他モードや他の路線バス等との連絡により、公共交通ネットワークを構築する。
3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体
施策 1 市外を結ぶ公共交通の維持・利便性向上（計画 P56～57 参照） ・市外を結ぶ公共交通の維持 施策の実施主体 国、新潟県、新発田市、関係市町、交通事業者

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表 1」を添付

【表 1 の概要】

(単位：千円)

	事業者数	系統数	国庫補助申請額
R9 年度補助 (R8. 10～R9. 9 運行)	1	2	6, 104
R10 年度補助 (R9. 10～R10. 9 運行)	1	2	6, 104
R11 年度補助 (R10. 10～R11. 9 運行)	1	2	6, 104

①予定している時刻表・系統図

別紙を添付 (系統図)

②運行予定者決定の流れ

- 県内乗合バス事業者へ本計画に登載を希望する系統について、調査を実施
(新潟県ホームページ及び市町村を通じて周知)
- 以下の点から現在運行しているバス事業者を運行事業者に決定
 - ・バス事業者は、一つの事業者が継続して運行することで地域の交通手段を安定的に確保できるとともに、雇用面も含め地域経済の安定に資すると考えられる
 - ・当該系統を現に運行している事業者は、当該系統の運行に関する知識・経験を有し、地域住民の信頼を得られており、安全・安心な輸送が期待できる
 - ・運行系統の近隣に事業所を有しているため、大雪など不測の事態にも迅速に対応でき、円滑な運行が期待できる

③輸送量が 15 人～150 人/日と見込んだ根拠となる算出式

「表 1－5」を添付 (平均乗車密度算定表)

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

新発田市の負担なし

6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法

バス事業者が行う利用状況調査等

7. 別表 1 の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要

【地域間幹線系統のみ】

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱における「表 3」を添付

8. 別表 1 の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧

【地域間幹線系統のみ】

該当なし

9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項

【地域間幹線系統のみ】

「別紙 生産性向上の取組」のとおり

10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

【地域内フィーダー系統のみ】

該当なし

11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
該当なし	
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
(1) 事業の目標	
該当なし	
(2) 事業の効果	
該当なし	
13. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
該当なし	
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
該当なし	
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
該当なし	
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
(1) 事業の目標	
該当なし	
(2) 事業の効果	
該当なし	
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
該当なし	
18. 協議会の開催状況と主な議論	
・ 令和3年6月24日 ・ 令和3年7月20日 ・ 令和3年12月27日 ・ 令和4年3月29日 ・ 令和4年6月29日 ・ 令和4年12月21日 ・ 令和5年3月28日	地域内フィーダー系統確保維持計画について協議し、合意を得た。 豊浦地域公共交通の運行見直しについて協議し、合意を得た。 地域内公共交通網形成計画の進捗状況、地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価について協議し、合意を得た。 令和4年度事業計画案及び予算案について協議し、合意を得た。 地域内フィーダー系統確保維持計画について協議し、合意を得た。 地域内公共交通網形成計画の進捗状況、地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価について協議し、合意を得た。 地域内フィーダー系統確保維持計画の変更について協議し、合意を得た。

・ 令和 5 年 6 月 26 日 ・ 令和 5 年 7 月 10 日付け書面協議 ・ 令和 5 年 9 月 26 日付け書面協議 ・ 令和 5 年 10 月 25 日 ・ 令和 5 年 12 月 25 日 ・ 令和 6 年 3 月 27 日 ・ 令和 6 年 5 月 17 日付け書面協議 ・ 令和 6 年 6 月 24 日 ・ 令和 6 年 7 月 18 日付け書面協議 ・ 令和 6 年 10 月 11 日付け書面協議 ・ 令和 6 年 12 月 24 日 ・ 令和 7 年 2 月 3 日付け書面協議 ・ 令和 7 年 3 月 27 日 ・ 令和 7 年 6 月 24 日 ・ 令和 7 年 8 月 12 日付け書面協議 ・ 令和 7 年 12 月 25 日 ・ 令和 8 年 2 月 6 日付け書面協議 ・ 令和 8 年 3 月 27 日 ・ 令和 8 年 5 月 13 日付け書面協議 ・ 令和 8 年 6 月 24 日	地域内フィーダー系統確保維持計画について協議し、合意を得た。 令和 5 年度新発田市生活交通改善事業計画案について協議し、合意を得た。 加治川地域公共交通の運行開始に伴う予算の補正及び豊浦地域公共交通の運行内容変更について協議し、合意を得た。 地域内公共交通網形成計画の進捗状況、地域内公共交通計画の素案について協議し、合意を得た。 地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価について協議し、合意を得た。 新発田市地域公共交通活性化協議会規約の一部改正について協議し、合意を得た。 川東コミュニティバスの運行内容変更について協議し、合意を得た。 令和 7 年度地域公共交通計画認定申請書（案）について協議し、合意を得た。 生活交通改善事業計画（リフト付き福祉タクシーの導入）について協議し、合意を得た。 豊浦地域公共交通（中浦・荒橋号）の運行内容変更について協議し、合意を得た。 地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価について協議し、合意を得た。 川東コミュニティバス及び加治川地域公共交通の運行内容変更について協議し、合意を得た。 令和 7 年度事業計画、予算及び地域公共交通計画の変更について協議し、合意を得た。 令和 8 年度地域公共交通計画認定申請書（案）について協議し、合意を得た。 五十公野～赤谷地区公共交通（あかたに号）の実証運行について協議し、合意を得た。 令和 7 年度新発田市地域公共交通活性化協議会補正予算について協議し、合意を得た。 加治川地域公共交通（かじかわ号）の運行内容変更について協議し、合意を得た。 令和 8 年度事業計画及び予算について協議し、合意を得た。 佐々木地区公共交通（ささき号）の運行内容変更について協議し、合意を得た。 令和 8 年度地域公共交通計画認定申請書（案）について協議を行う予定。(R8. 6. 2 時点)
---	---

19. 利用者等の意見の反映状況

協議会の構成員には、地域公共交通の利用者として、地域住民で構成される新発田市自治会連合会、川東地区自治連合会、運行地区代表者から委員が加わっており、協議会での議論を反映して計画を策定した。

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）新潟県新発田市中央町 3-3-3

（所 属）新発田市 市民まちづくり支援課

（氏 名）渡邊 祥子

（電 話）0254-28-9644（課直通）

（e-mail）kotsu@city.shibata.lg.jp

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域間幹線系統)

9年度

都道府県 (市区町 村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事 業に要する 国庫補助額 (千円)	特 例 措 置
	新潟交通観光バス	(2) 新潟～新発田	4,634	
	新潟交通観光バス	(10) 新発田～次第浜	1,470	
合 計			6,104	

(注)

1. 本表に記載する運行予定系統を示した地図(運行予定系統が熊本地震被災市町村における応急仮設住宅の1キロメートル以内を経由することを図示したものを含む)を添
2. 「特例措置」には、地域公共交通利便増進実施計画の認定を受け、地域間幹線系統に係る特例措置の適用を受ける場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱別表2 5. ただし書きに該当する場合には「3」を記載する。
3. 補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは曜日の違いによる運行回数以外に変更がない場合については、その旨を記載することで足りるものとする。(記載例「令和〇年度、令和〇年度については、令和〇年度事業から 土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」)

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

(1) 系統概要

補助ブ ロック名	申請 番号	特 例 措 置	運行系統名	運行系統			計画運行日 数	計画運行回数 () ①＝カッコ内	計画平均乗 車密度 ②	計画輸送量 ①×②＝③	系統キロ程 (全体キロ)		地域公共交通再編事業を 実施する区域におけるキロ 程		系統キロ程と 地域公共交 通再編事業 を実施する区 域におけるキ ロ程との比率	補助ブロック外 乗入部分のキロ程		同一補助ブロック 都道府県外乗入 部分のキロ程		他路線との競合 部分に係るキロ程		他系統との 競合率	補助ブロック外乗 入部分、同一補助 ブロック都道府県 外乗入部分及び 他路線との競合部 分以外のキロ程 の比率	
				起点	主な 経由地	終点					チ		オ		オ÷チ＝ク	リ		ヌ		ル		ル÷チ	(チー(リ+ヌ+ ル))÷チ＝ヲ	
羽越	2		新潟～新発田	万代シティ	木崎	新発田営業所	365	日	5471.0 (14.9)	回	6.8	101.3人	往 27.4km 復 27.2km	27.3km	往 0.0km 復 0.0km	0.000	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 18.2km 復 18.6km	18.4km	往 0.0km 復 0.0km	0.000	%	% 32.00
羽越	10		新発田～次第浜	新発田	聖籠町役場	次第浜	244	日	1708.0 (7.0)	回	5.8	40.6人	往 35.8km 復 0.0km	17.9km	往 0.0km 復 0.0km	0.000	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 25.8km 復 0.0km	12.9km	往 0.0km 復 0.0km	0.000	%	% 27.932
合計			○系統									往 63.2km 復 27.2km	#DIV/0!	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 44.0km 復 18.6km	31.3km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km			

合計 シートの申 請番号
2
10

全体キロに対 する市町村内 のキロ
往 9.2
復 8.6
往復 10.0

(2) 補助対象経費の算定

補助ブ ロック名	申請 番号	特 例 措 置	補助ブロック外 乗入部分及び同 一補助ブロック 都道府県外乗入 部分以外のキロ 程の比率 ($\text{チー(リ+ス)} \div \text{チ} = \text{ソ}$)	計画実車走行 キロ ワ	補助対象 経常費用 の見込額 $\text{ヘ} \times \text{フ}$ 以下の 額:カ	補助対象系統のキロ当たり経常収益									補助対象 経常収益 の見込額 $\text{ノ} \times \text{フ}$ 以上の 額:ヨ	補助対象経常 費用から経常 収益を控除した 額 カーヨ＝タ	補助対象経費 の限度額 カ $\times$ 9/20＝レ	タ又はレのうちい ずれか少ないほう の額 ソ	
						基準期間の前々年度			基準期間の前年度			基準期間							
						経常収益 ヤ''	実車走行 キロ マ''	補助対象系 統の実車走 行キロ当たり 経常収益 ヤ'' $\div$ マ''＝d	経常収益 ヤ'	実車走行 キロ マ'	補助対象系 統の実車走 行キロ当たり 経常収益 ヤ' $\div$ マ'＝e	経常収益 ヤ	実車走行 キロ マ	補助対象系 統の実車走 行キロ当たり 経常収益 ヤ $\div$ マ＝f					
羽越	2		32.600%	298,716.6km	114,306,894 円	287円.47銭	80,105,645 円	293,643.7 km	272円.79銭	88,896,415 円	297,566.9 km	298円.74銭	87,002,497 円	299,086.4 km	290円.89銭	85,872,061 円	28,434,833 円	51,438,102 円	28,434,833 円
羽越	10		27.932%	61,146.4km	23,398,281 円	70円.99銭	3,709,732 円	61,609.4 km	60円.21銭	3,628,337 円	61,412.4 km	59円.08銭	5,723,417 円	61,090.8 km	93円.68銭	4,340,782 円	19,057,499 円	10,529,226 円	10,529,226 円
合計				359,863.0km	円		83,822,556 円	355,265.7km		92,524,815 円	358,979.3km		92,725,914 円	360,177.2km		円	47,492,332 円	円	38,964,059 円

合計 シートの申 請番号
2
10

(3) 負担者及び負担割合

補助ブ ロック名	申請 番号	特 例 措 置	ソのうち補助ブロック外乗入部 分、同一補助ブロック都道府県 外乗入部分及び他路線との競合 部分以外に係るもの ソ×ラ＝ツ	ソのうち補助ブロック外乗入 部分及び同一補助ブロック 都道府県外乗入部分以外に 係るもの ソ×ラ'＝ツ'	計画平均 乗車密度 が5人 未満の路線 ツ×みなし運行回数÷ ①計画運行回数＝ネ	補助対象経費 ナ	計画額 ナ×1/2＝ラ	経常費用から 経常収益を控除 した額 ニ×ワ－ヨ＝ム	損失額から国庫補 助額を控除した額 ム－ラ＝ウ	ウの負担者とその負担割合								
										新潟県		市町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の具 体的概要
										負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
羽越	2		9,269,755 円	9,269,755 円	円	9,269千円	4,634.5千円	28,434,833 円	23,800,333 円	4,634,500 円	19.5%	0 円	0.0%	19,165,077 円	80.5%	756 円	0.0%	新潟市・聖籠町
羽越	10		2,941,023 円	2,941,023 円	円	2,941千円	1,470.5千円	19,057,499 円	17,586,999 円	1,470,500 円	8.4%	2,382,117 円	13.5%	13,734,358 円	78.1%	23 円	0.0%	聖籠町
合計			12,210,778 円	12,210,778 円	0 円	千円	千円	円	円	円	#VALUE!	円	#VALUE!	円	#VALUE!	円	#VALUE!	

合計 シートの申 請番号
2
10

全体キロに対 する市町村内 のキロ割合
32.600%
27.932%

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

(1) 系統概要

補助ブ ロック名	申請 番号	特 例 措 置	運行系統名	運行系統			計画運行日 数	計画運行回数 () ①＝カッコ内	計画平均乗 車密度 ②	計画輸送量 ①×②＝③	系統キロ程 (全体キロ)		地域公共交通再編事業を 実施する区域におけるキロ 程		系統キロ程と 地域公共交 通再編事業 を実施する区 域におけるキ ロ程との比率		補助ブロック外 乗入部分のキロ程		同一補助ブロック 都道府県外乗入 部分のキロ程		他路線との競合 部分に係るキロ程		他系統との 競合率	補助ブロック外乗 入部分、同一補助 ブロック都道府県 外乗入部分及び 他路線との競合部 分以外のキロ程 の比率
				起点	主な 経由地	終点					チ		オ		オ÷チ＝ク	リ		ヌ		ル		ル÷チ		
羽越	2		新潟～新発田	万代シティ	木崎	新発田営業所	365	日	5471.0 (14.9)	回	6.8	101.3人	往 27.4km 復 27.2km	27.3km	往 0.0km 復 0.0km	0.000	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 18.2km 復 18.6km	18.4km	往 0.0km 復 0.0km	0.000	%	%
羽越	10		新発田～次第浜	新発田	聖籠町役場	次第浜	244	日	1708.0 (7.0)	回	5.8	40.6人	往 35.8km 復 0.0km	17.9km	往 0.0km 復 0.0km	0.000	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 25.8km 復 0.0km	12.9km	往 0.0km 復 0.0km	0.000	%	%
合計			○系統									往 63.2km 復 27.2km	#DIV/0!	往 0.0km 復 0.0km		往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 44.0km 復 18.6km	31.3km	往 0.0km 復 0.0km				

合計 シートの申 請番号
2
10

全体キロに対 する市町村内 のキロ
往 9.2
復 8.6
往復 10.0

(2) 補助対象経費の算定

補助ブ ロック名	申請 番号	特 例 措 置	補助ブロック外 乗入部分及び同 一補助ブロック 都道府県外乗入 部分以外のキロ 程の比率 ($\text{チー(リ+ス)} \div \text{チ} = \text{ソ}$)	計画実車走行 キロ ワ	補助対象 経常費用 の見込額 $\text{ヘ} \times \text{フ}$ 以下の 額:カ	補助対象系統のキロ当たり経常収益									補助対象 経常収益 の見込額 $\text{ノ} \times \text{フ}$ 以上の 額:ヨ	補助対象経常 費用から経常 収益を控除した 額 カーヨ＝タ	補助対象経費 の限度額 カ $\times$ 9/20＝レ	タ又はレのうちい ずれか少ないほう の額 ソ	
						基準期間の前々年度			基準期間の前年度			基準期間							
						経常収益 ヤ''	実車走行 キロ マ''	補助対象系 統の実車走 行キロ当たり 経常収益 ヤ'' $\div$ マ''＝d	経常収益 ヤ'	実車走行 キロ マ'	補助対象系 統の実車走 行キロ当たり 経常収益 ヤ' $\div$ マ'＝e	経常収益 ヤ	実車走行 キロ マ	補助対象系 統の実車走 行キロ当たり 経常収益 ヤ $\div$ マ＝f					
羽越	2		32.600%	298,716.6km	114,306,894 円	287円.47銭	80,105,645 円	293,643.7 km	272円.79銭	88,896,415 円	297,566.9 km	298円.74銭	87,002,497 円	299,086.4 km	290円.89銭	85,872,061 円	28,434,833 円	51,438,102 円	28,434,833 円
羽越	10		27.932%	61,146.4km	23,398,281 円	70円.99銭	3,709,732 円	61,609.4 km	60円.21銭	3,628,337 円	61,412.4 km	59円.08銭	5,723,417 円	61,090.8 km	93円.68銭	4,340,782 円	19,057,499 円	10,529,226 円	10,529,226 円
合計				359,863.0km	円		83,822,556 円	355,265.7km		92,524,815 円	358,979.3km		92,725,914 円	360,177.2km		円	47,492,332 円	円	38,964,059 円

合計 シートの申 請番号
2
10

(3) 負担者及び負担割合

補助ブ ロック名	申請 番号	特 例 措 置	ソのうち補助ブロック外乗入部 分、同一補助ブロック都道府県 外乗入部分及び他路線との競合 部分以外に係るもの ソ×ラ＝ツ	ソのうち補助ブロック外乗入 部分及び同一補助ブロック 都道府県外乗入部分以外に 係るもの ソ×ラ'＝ツ'	計画平均 乗車密度 が5人 未満の路線 ツ×みなし運行回数÷ ①計画運行回数＝ネ	補助対象経費 ナ	計画額 ナ×1/2＝ラ	経常費用から 経常収益を控除 した額 ニ×ワ－ヨ＝ム	損失額から国庫補 助額を控除した額 ム－ラ＝ウ	ウの負担者とその負担割合								
										新潟県		市町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の具 体的概要
										負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
羽越	2		9,269,755 円	9,269,755 円	円	9,269千円	4,634.5千円	28,434,833 円	23,800,333 円	4,634,500 円	19.5%	0 円	0.0%	19,165,077 円	80.5%	756 円	0.0%	新潟市・聖籠町
羽越	10		2,941,023 円	2,941,023 円	円	2,941千円	1,470.5千円	19,057,499 円	17,586,999 円	1,470,500 円	8.4%	2,382,117 円	13.5%	13,734,358 円	78.1%	23 円	0.0%	聖籠町
合計			12,210,778 円	12,210,778 円	0 円	千円	千円	円	円	円	#VALUE!	円	#VALUE!	円	#VALUE!	円	#VALUE!	

合計 シートの申 請番号
2
10

全体キロに対 する市町村内 のキロ割合
32.600%
27.932%

(1) 記載要領

- 1.乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び「定期観光バス」等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス等並びに補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 2.補助対象事業者の決算期間が補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況（千円未満の端数は切り捨て）を損益状況欄に記載すること。
- 3.補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）中の乗合バス事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めること。
- 4.「補助対象期間の前々年度（基準期間）の損益状況」の欄、「基準期間の前年度の損益状況」の欄、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- 5.「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表6の名称を記載すること。
- 6.地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
- 7.申請番号は、事業者ごと、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 8.「特例措置」の欄は、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱別表2-5、ただし書きに該当する場合には「3」を記載する。
- 9.「計画運行回数」の欄には、補助対象期間中の全暦日数における総計画運行回数を記載する。また、カッコ内には1日当り計画運行回数又は平日1日当り計画運行回数のいずれかを記載する。
- 10.「系統キロ程」の欄、「地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程」の欄、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」の欄、「都道府県外乗入部分のキロ程」の欄及び「他路線との競合部分に係るキロ程」の欄は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。
- 11.「同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における都道府県外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる都道府県外乗入部分は（リ）に記載すること。
- 12.「他路線との競合部分に係るキロ程」とは、他の運行系統との競合区間の合計が50%以上の生活交通路線であつて、当該競合区間の輸送量が1日当たり150人を超える部分のキロ程のことをいい、当該補助ブロック内区間（系統キロ程（チ）－補助ブロック外乗入部分のキロ程（リ）－同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程（ス））に係るキロ程を記載すること。
- 13.「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄、「ソのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外に係るもの」の欄は、「特例措置」の欄に「1」又は「2」を記載した系統のみ記載すること。
- 14.「系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率」の欄、「他路線との競合率」の欄、「補助ブロック外乗入部分、都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率」の欄、「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄については、%以下第3位（小数点第4位切り捨て）まで算出して記載すること。
- 15.「計画実車走行キロ」の欄、「補助対象系統のキロ当たり経常収益」の「実車走行キロ」の欄は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出して記載すること。
- 16.「計画平均乗車密度が5人未満の路線」の欄は、計画平均乗車密度が5人未満の路線についてのみ記載すること。なお、みなし運行回数とは当該運行系統の計画輸送量を5人で除した数値（端数切り捨て）をいう。
- 17.「補助対象経費」の欄は、（ホ）（計画平均乗車密度が5人未満の路線）に記載がある場合は（ホ）の金額を記載し、記載がない場合は（ツ）の金額を記載する。また、「特例措置」の欄に「1」を記載した系統については、左記の場合の（ホ）の金額又は（ツ）の金額を控除して得た金額に（ク）の比率を乗じて得た金額を加えた金額を記載する。さらに、「特例措置」の欄に「2」を記載した系統については、（ツ'）の金額を記載する（千円未満の端数は切り捨てること）。
- 18.「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益」の欄の（ノ）は、基準期間、基準期間の前年度と基準期間の前々年度の各系統におけるキロ当たり経常収益の実績を平均して算出すること。なお、新設系統で基準期間の実績がない場合は、補助対象経常費用の見込額の11/20に相当する額と都道府県協議会等が算出する経常収益の見込額のうち、いずれか高い額を記載すること。
また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の実績を平均して算出することとし、基準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれの実績がない場合は、基準期間の実績を記載すること。
- 19.「計画額」の欄は、系統ごとに百円単位（0.5千円）まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 20.計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 21.補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは曜日の違いによる運行回数以外に変更がない場合については、その旨を記載することで足りるものとする。
（記載例「令和〇年度、令和〇年度については、令和〇年度事業から、土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」）

(2) 添付書類

1. 補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）の前々年度（基準期間）に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」（補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く）及びこれに関連する必要な事項を記載した書類（関連書類）、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類。
ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
2. 補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）の前々年度（基準期間）に係る様式第1－5の運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表（補助対象路線に係るものに限る）、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る様式第1－5。
ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
3. 地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合は、地域公共交通再編実施計画の写し及び認定通知書の写し並びに再編特例を受けようとする系統の再編の概要

事業者名	新潟交通観光バス株式会社	
運行計画担当部門	(担当部門の名称) 運行課	(責任者役職・氏名) 運行課長 野俣 昌幸
補助金担当部門	(担当部門の名称) 総務部	(責任者役職・氏名) 総務部長 竹内 啓祐

運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表（令和 7 年度）

実態調査日 令和7年6月15日実施

運行系統						年間輸送実績					経常収益			経常費用	平均乗車密度算定			輸送量 (A) × (G)	市町村による回数券購入等の有無	備 考		
申請 番号	運 行 系統名	起点	主 な 経由地	終点	キロ程 (km)	運行 回数 (A) (回)	輸送人員 (人)	1人平均 乗車キロ (km)	輸 送 人キロ (人・回)	運送収入 (B) (円)	実車走行 キ ロ (C) (km)	運送雑収 (D) (円)	営業外 収 益 (E) (円)	計 (B) + (D) + (E)	1系統当り 経常費用 (円)	運賃改定前 の平均賃率 × 日数 適用 + 運賃改定後 の平均賃率 × 日数 適用 総適用日数	平 均 率 (F) (円)				平均乗車 密 度 (B) / (C) / (F) (G)	
第2号	新潟～新発田	万代河	木崎	新発田営業所	27.3	15	119,359	6.1	728,092.1	28,176,526	97,502.2	115,433	70,855	28,362,814	40,476,074			43.26	6.6	99	有・無	
第10号	新発田～次第浜	新発田	聖籠町役場	次第浜	35.8	7	10,115	10.5	106,204.7	1,110,139	17,063.9	119,869	11,270	1,241,277	7,083,729			10.45	6.2	43.4	有・無	
合計					63.1		129,474		834,297	29,286,665	114,566.0	235,302	82,125	29,604,091	47,559,803							

【記載要領】

1. この書類は、補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）の実績について、補助対象期間の末日現在における状態に応じて、運行系統ごとに作成すること（補助対象系統のみ記載すること）。

2. 申請番号は、地域公共交通計画認定申請書の申請番号と同一のものとすること。

3. 起点及び終点は停留所名をもって記載し、主な経由地は他の運行系統と区別できる停留所名をもって記載し、キロ程は小数点以下第1位まで記載すること。

4. 運行回数は、補助対象期間における1日の平均を小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出して記載すること。なお1往復を運行回数1回とし、循環系統の場合は、1循環で運行回数1回とする。

5. 1人平均乗車キロは、運行系統ごとに実態調査に基づいて記載すること。

6. 輸送人キロは、輸送人員×1人平均乗車キロにより算出すること。

7. 運送収入は、当該運行系統の補助対象期間の運送収入について、原則として年1回以上実態調査を実施し、その結果により算出すること。また、実態調査日についても記載すること。

8. 実車走行キロは、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出して記載すること。

9. 1系統当たり経常費用は、補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用に当該系統の実車走行キロを乗じたものとする。

10. 平均賃率は、停留所相互間総運賃額÷停留所相互間総キロにより銭単位まで算出すること（銭未満切り捨て）。ただし、補助対象期間中に運賃改定があった場合の当該運行系統の平均賃率は、表中の計算式により算出すること。なお、この場合において、ストライキ、積雪等の理由によりバスが運行されなかった日は適用日数から除くものとする。

11. 平均乗車密度は(B)÷(C)÷(F)と計算し、その値について、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出すること。

12. 備考欄には、補助対象期間中に運行回数の変更があった場合、ストライキ、積雪等の理由によりバスが運行されなかった期間があった場合又は運賃改定があった場合等特記すべき事項について、変更年月日又は期間及びその内容を記載すること。

13. 各運行系統のキロ程、輸送人員、輸送人キロ、運送収入、実車走行キロ、運送雑収及び営業外収益の合計欄については必ず記載すること。

14. 市町村による回数券購入等の有無は、運送収入に含まれるものの有無について記載すること。

表3 運行回数3回以上の要件緩和を希望する系統の概要

新潟交通観光バス(株)				
番号	系統名	理 由	運行回数	
			土曜	日曜祝日
10	新発田～次第浜	当該路線の維持目的は主に聖籠町から新発田市への通勤通学用途であり、利用者は学生が大部分を占めています。そのため、休日運休をしても大部分の通学利用者にとって影響は少ないものと考え、既に実施済みのものです。	0	0

凡 例

万代シテイー木崎ー新発田営業所 線

○ 既設停留所

【第3号議案】

令和9年度地域公共交通計画認定申請書（案）について (2) 地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金

1 制度の概要

地域内フィーダー系統とは、自治体内を走行し地域間幹線系統と接続している路線である。この地域内フィーダー系統に対する国の支援制度として、地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金がある。この制度では、幹線系統を補完する赤字の支線（フィーダー）の運行経費に対して、その一部が補助される。

この制度の活用のためには、市で策定した地域公共交通計画において、補助対象となる系統について記載されている必要がある。また、地域公共交通計画の本体に位置付けている事項以外については、計画の「別紙」をこれまでの生活交通確保維持改善計画に変えて、毎年度提出する必要がある。

※地域内フィーダー系統に対し、複数の市町村をまたがる広域的な路線が地域間幹線系統である。

2 令和9年度地域公共交通計画認定申請書（案）の概要

- ・対象運行系統
市街地循環バス（中央ルート）：全ての運行系統（申請番号(1)～(7)）
市街地循環バス（東西ルート）：全ての運行系統（申請番号(14)～(17)）
川東コミュニティバス：一部の運行系統（申請番号(8)～(13)）
- ・対象運行期間 令和8年10月1日から令和9年9月30日まで
- ・協議資料 地域公共交通計画認定申請書、法定計画別紙、表1・5、系統図、時刻表等

3 令和9年度事業の目標について

	あやめバス (中央ルート)	あやめバス (東西ルート)	川東コミュニティ バス
年間利用者数	87,000人以上	18,000人以上	43,000人以上
収支率	27.4%以上	7.8%以上	9.2%以上
財政負担額	291.1円/年・人以下	1018.3円/年・人以下	1105.1円/年・人以下

- ・あやめバス（中央ルート）は、年間利用者数、収支率、財政負担額ともに前年度と同水準以上を目標とする。
- ・あやめバス（東西ルート）は、前年度の運行期間が10か月であったため、前年度の実績をもとに、運行期間12か月で試算した数と同水準以上を目標とする。
- ・川東コミュニティバスは、年間利用者数、収支率、財政負担額ともに前年度を下回らないことを目標とする。

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 新発田市地域公共交通活性化協議会
住 所 新潟県新発田市中心町 3 丁目 3 番 3 号
代 表 者 氏 名 会 長 渡 邊 毅

地域公共交通計画認定申請書

地域公共交通計画のうち、地域公共交通確保維持事業に係る計画を別紙のとおり定めたので、関係書類を添えて申請します。

※本申請書に、記載すべき事項を全て記した地域公共交通計画を添付すること。

地域公共交通確保維持事業 詳細
(地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金)

令和 8 年 6 月 日

(名称) 新発田市地域公共交通活性化協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

新発田市の公共交通は、市内と市外とを結ぶ幹線で広域的な役割を担う広域路線（羽越本線（鉄道）、白新線（鉄道）、大形線（路線バス））を軸に、新発田駅を交通結節点として、域内に広範にわたる鉄道、路線バス、コミュニティバス等により放射状に広がっており、これらの公共交通のうち、広域路線に通じる幹線路線（菅谷・加治コミュニティバス、川東コミュニティバス、松浦地区公共交通、豊浦地域公共交通、五十公野～赤谷地区公共交通、加治川地域公共交通、紫雲寺地域公共交通、佐々木地区公共交通）と中心市街地路線（市街地循環バス（あやめバス））が広域路線の支線の役割を果たしている。こうした新発田駅を交通結節点とした公共交通網の整備により、「新発田市都市計画マスタープラン」に示すように、中心市街地の各公共施設や商業施設、医療機関といった施設や観光資源への市内外からのアクセス性の確保や回遊性の向上を図り、新発田市街地中心部の「都市拠点」としての機能を高めている。

当市における公共交通を取り巻く現状としては、少子化により高校生のコミュニティバス利用者数が減少している一方で、学校統廃合に伴う児童生徒の移動手段の確保が求められている。また、高齢者の運転免許証の返納が増える中、高齢者をはじめとした交通弱者の移動手段の確保も求められている。さらに、新興住宅地や新たな商業施設など、まちの変化に対応した新たな公共交通が求められている。一方で、近年バスやタクシーの運転手不足が深刻化しており、これまで以上に公共交通の維持・確保が難しい状況となっている。

こうした中、広域路線の支線の役割を果たしている路線のうち、「市街地循環バス」は、市中心部内の居住地域・交通結節点と各拠点施設を結び、地域住民及び各地域・近隣市町からの利用者にとって重要な移動手段となっている。また、「川東コミュニティバス」は、川東地区と市中心部を結ぶ地域住民の日常生活を支える重要な路線であるとともに、川東小・中学校の通学手段としても欠かせない路線となっている。

このことから、地域公共交通確保維持事業により、将来に渡って市街地循環バスと川東コミュニティバスの安定した運行の確保・維持を図る必要がある。（新発田市地域公共交通計画（以下「計画」という。）P47、49参照）

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

・年間利用者数の目標値を以下のように設定する。

[市街地循環バス]

中央及び東西ルート合計の目標値を 105,000 人とする。目標値の考え方は下記のとおり。

①中央ルート

R7 年度における中央ルートの年間利用者数は 87,002 人であり、統計を開始した H26 年度以降最多となった。新発田市地域公共交通計画では R4 年度の現況値 67,068 人に対し、R10 年度の目標値を 78,000 人としており、目標を達成した。R9 年度の目標値について、前年度と同水準の 87,000 人とする。

②東西ルート

R7 年 6 月から運行を開始した東西ルートの年間利用者数（運行期間 10 か月間）は 14,332 人であった。R9 年度の目標値について、実績値を運行期間 10 か月で割り返した 1 か月あたりの乗車数に 12 か月を乗じた数を下回らない 18,000 人とする。（計画 P51 参照）

【川東コミュニティバス】

目標値を 43,000 人とする。目標値の考え方は下記のとおり。

R5 年度に開催した運行地区の検討部会にて、住民の合意を得て R6 年度から R8 年度までの年間利用者数の目標値を 41,000 人と設定した。R7 年度の年間利用者数は 42,529 人であり、目標を達成したため、R9 年度の目標値は R7 年度の年間利用者数を下回らない 43,000 人とする。

- ・収支率が現状を下回らないことを目標とする。（計画 P53 参照）

【市街地循環バス】

①中央ルート

R7 の収支率が 27.4%だったため、R9 の目標値を 27.4%以上とする。

②東西ルート

R7 の収支率（運行期間 10 か月間）は 5.5%であった。R9 の目標値は年間利用者数 18,000 人から割り出した、7.8%以上とする。

【川東コミュニティバス】

R7 の収支率が 9.2%だったため、R9 の目標値を 9.2%以上とする。

※収支率：総収入（現金＋回数券＋定期券）÷運行経費（車両施設整備費除く）×100

- ・財政負担額が現状を上回らないことを目標とする。（計画 P52 参照）

【市街地循環バス】

①中央ルート

R7 の財政負担額が 291.1 円/年・人だったため、R9 の目標値を 291.1 円/年・人以下とする。

②東西ルート

R7 の財政負担額（運行期間 10 か月間）は 1,664.4 円/年・人であった。R9 の目標値は年間利用者数 18,000 人から割り出した、1,018.3 円/年・人以下とする。

【川東コミュニティバス】

R7 の財政負担額が 1,105.1 円/年・人だったため、R9 の目標値を 1,105.1 円/年・人以下とする。

（２）事業の効果**【市街地循環バス】**

当市中心市街地における各公共施設や商業施設、医療機関といった施設などへのアクセス性の確保と回遊性の向上が図られる。

【川東コミュニティバス】

川東地区における自家用車を運転できない高齢者や障がい者、高校生等の交通弱者の日常生活の移動ニーズに応じた移動手段と川東小・中学校への通学手段が確保される。

３． ２． の目標を達成するために行う事業及びその実施主体**施策 １ 市外を結ぶ公共交通の維持・利便性向上（計画 P56～57 参照）**

- ・市外を結ぶ公共交通の維持
- ・鉄道との乗継利便性の向上

施策の実施主体 国、新潟県、新発田市、関係市町、交通事業者

施策 ２ 周辺地域から市街地への移動手段の維持・確保（計画 P57～59 参照）

- ・市街地にアクセスしやすい移動手段の確保
- ・利用状況や地域状況に応じた適切な運行手法の検討・導入

施策の実施主体 国、新潟県、新発田市、交通事業者

施策3 市街地内における移動利便性の向上（計画 P59～60 参照）

- ・市街地内で移動しやすい環境の維持
 - ・市街地循環（あやめ）バスの運行ルート見直しに向けた検討
- 施策の実施主体 国、新潟県、新発田市、交通事業者

施策4 地域で地域の公共交通を守るしくみの維持（計画 P60～61 参照）

- ・数値目標の達成状況に応じて増減便する仕組みの導入検討
 - ・周辺地区における公共交通の現状把握及び方向性を検討する部会の継続実施
- 施策の実施主体 新発田市、交通事業者、地域住民

施策5 市民の公共交通に対する理解度向上と利用促進（計画 P61～63 参照）

- ・公共交通の乗り方・運行内容の周知
 - ・公共交通に関心をもってもらうイベントの実施
 - ・高齢者の公共交通利用促進
 - ・待合環境の整備
 - ・駐輪場の維持・整備
 - ・キャッシュレス決済の利便性向上
- 施策の実施主体 新発田市、交通事業者

施策6 わかりやすい情報提供（計画 P64～66 参照）

- ・既存システムを活用したバス位置情報の提供路線拡大
 - ・GTFS データを活用した情報発信
 - ・「わたしの時刻表」の作成による乗り継ぎ情報の提供
- 施策の実施主体 新発田市、交通事業者

施策7 輸送資源の総動員及び新技術による利便性向上・効率化（計画 P66～67 参照）

- ・輸送資源の総動員と適切な使い分けによる運行の効率化
 - ・通学に対応したコミュニティバスの運行継続
- 施策の実施主体 新発田市、交通事業者

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱における「表1」を添付

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る市街地循環バス及び川東コミュニティバスについて、その運行に係る費用総額のうち、新発田市から運行事業者への補助金額については、運行収入を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。

【市街地循環バス】

①中央ルート
27,039,483 円（市町村負担額）

②東西ルート
33,968,154 円（市町村負担額）

【川東コミュニティバス】

10,559,937 円（市町村負担額）

6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法

- ・バス運行事業者及び市が行う乗降調査
- ・バス運行事業者からの毎月提出される利用状況報告

7. 別表1の補助対象事業の基準木ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要

【地域間幹線系統のみ】
該当なし
8. 別表 1 の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧
【地域間幹線系統のみ】
該当なし
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項
【地域間幹線系統のみ】
該当なし
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要
【地域内フィーダー系統のみ】
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱における「表 5」を添付
11. 車両の取得に係る目的・必要性
【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果
【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額
【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）
【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性
【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果
【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標

該当なし	
(2) 事業の効果	
該当なし	
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
該当なし	
18. 協議会の開催状況と主な議論	
・平成 23 年 5 月 27 日 ・平成 24 年 2 月 14 日 ・平成 24 年 5 月 31 日 ・平成 25 年 5 月 31 日 ・平成 25 年 11 月 7 日 ・平成 26 年 2 月 18 日 ・平成 26 年 6 月 24 日 ・平成 27 年 2 月 17 日 ・平成 27 年 6 月 5 日 ・平成 28 年 2 月 17 日 ・平成 28 年 4 月 13 日 付け書面協議 ・平成 28 年 4 月 22 日 付け書面協議 ・平成 28 年 5 月 26 日 ・平成 28 年 10 月 6 日 付け書面協議 ・平成 29 年 3 月 22 日 ・平成 29 年 6 月 23 日 ・平成 29 年 8 月 23 日 付け書面協議 ・平成 29 年 10 月 19 日 付け書面協議 ・平成 30 年 6 月 19 日 付け書面協議 ・平成 30 年 12 月 20 日 付け書面協議 ・平成 31 年 3 月 25 日	事業内容、費用負担、計画全般について協議し、合意を得た。 市街地循環バスの本格運行及び運行事業者について協議し、合意を得た。 事業内容、費用負担、地域内フィーダー系統確保維持計画について協議し、合意を得た。 事業内容、費用負担、地域内フィーダー系統確保維持計画について協議し、合意を得た。 あやめバス、川東地区の見直しについて協議し、合意を得た。 地域内フィーダー系統確保維持計画の変更、地域協働推進事業計画について協議し、合意を得た。 事業内容、費用負担、地域内フィーダー系統確保維持計画について協議し、合意を得た。 地域内フィーダー系統確保維持計画の変更について協議し、合意を得た。 事業内容、費用負担、地域内フィーダー系統確保維持計画について協議し、合意を得られた。 地域内フィーダー系統確保維持計画の変更について協議し、合意を得た。 都市計画道路「島潟荒町線」供用開始に伴う運行区間の変更について協議し、合意を得た。 地域内フィーダー系統確保維持計画の変更について協議し、合意を得た。 事業内容、費用負担、地域内フィーダー系統確保維持計画、要綱に定める軽微な変更の取り扱いについて協議し、合意を得た。 地域内フィーダー系統確保維持計画の変更について協議し、合意を得た。 地域内フィーダー系統確保維持計画の変更について協議、合意を得た。 新発田市地域公共交通網形成計画の策定による地域内フィーダー系統確保維持計画の変更について協議し、合意を得た。 地域内フィーダー系統確保維持計画について協議し、合意を得た。 地域内フィーダー系統確保維持計画の変更について協議し、合意を得た。 地域内フィーダー系統確保維持計画について協議し、合意を得た。 地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価について協議し、合意を得た。 地域内フィーダー系統確保維持計画の変更について協議し、合意を得た。

・ 令和元年 6 月 27 日 ・ 令和元年 8 月 23 日 ・ 令和元年 12 月 20 日 ・ 令和 2 年 7 月 28 日 付 け書面協議 ・ 令和 2 年 8 月 25 日 ・ 令和 2 年 12 月 17 日 ・ 令和 3 年 6 月 24 日 ・ 令和 3 年 7 月 20 日 ・ 令和 3 年 12 月 27 日 ・ 令和 4 年 3 月 29 日 ・ 令和 4 年 6 月 29 日 ・ 令和 4 年 12 月 21 日 ・ 令和 5 年 3 月 28 日 ・ 令和 5 年 6 月 26 日 ・ 令和 5 年 7 月 10 日 付 け書面協議 ・ 令和 5 年 9 月 26 日 付 け書面協議 ・ 令和 5 年 10 月 25 日 ・ 令和 5 年 12 月 25 日 ・ 令和 6 年 3 月 27 日 ・ 令和 6 年 5 月 17 日 付 け書面協議 ・ 令和 6 年 6 月 24 日 ・ 令和 6 年 7 月 18 日 付 け書面協議 ・ 令和 6 年 10 月 11 日 付 け書面協議 ・ 令和 6 年 12 月 24 日 ・ 令和 7 年 2 月 3 日 付 け書面協議 ・ 令和 7 年 3 月 27 日 ・ 令和 7 年 6 月 24 日 ・ 令和 7 年 8 月 12 日 付 け書面協議	事業内容、費用負担、地域内フィーダー系統確保維持計画、要綱に定める軽微な変更の取り扱いについて協議し、合意を得た。 地域公共交通網形成計画の進捗状況について協議し、合意を得た。 地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価について協議し、合意を得た。 地域内フィーダー系統確保維持計画について協議し、合意を得た。 地域公共交通網形成計画の進捗状況について協議し、合意を得た。 地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価について協議し、合意を得た。 地域内フィーダー系統確保維持計画について協議し、合意を得た。 豊浦地域公共交通の運行見直しについて協議し、合意を得た。 地域内公共交通網形成計画の進捗状況、地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価について協議し、合意を得た。 令和 4 年度事業計画案及び予算案について協議し、合意を得た。 地域内フィーダー系統確保維持計画について協議し、合意を得た。 地域内公共交通網形成計画の進捗状況、地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価について協議し、合意を得た。 地域内フィーダー系統確保維持計画の変更について協議し、合意を得た。 地域内フィーダー系統確保維持計画について協議し、合意を得た。 令和 5 年度新発田市生活交通改善事業計画案について協議し、合意を得た。 加治川地域公共交通の運行開始に伴う予算の補正及び豊浦地域公共交通の運行内容変更について協議し、合意を得た。 地域内公共交通網形成計画の進捗状況、地域内公共交通計画の素案について協議し、合意を得た。 地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価について協議し、合意を得た。 新発田市地域公共交通活性化協議会規約の一部改正について協議し、合意を得た。 川東コミュニティバスの運行内容変更について協議し、合意を得た。 令和 7 年度地域公共交通計画認定申請書（案）について協議し、合意を得た。 生活交通改善事業計画（リフト付き福祉タクシーの導入）について協議し、合意を得た。 豊浦地域公共交通（中浦・荒橋号）の運行内容変更について協議し、合意を得た。 地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価について協議し、合意を得た。 川東コミュニティバス及び加治川地域公共交通の運行内容変更について協議し、合意を得た。 令和 7 年度事業計画、予算及び地域公共交通計画について協議し、合意を得た。 令和 8 年度地域公共交通計画認定申請書（案）について協議し、合意を得た。 五十公野～赤谷地区公共交通（あかたに号）の実証運行（案）について協議し、合意を得た。
---	--

・ 令和 7 年 12 月 25 日 ・ 令和 8 年 2 月 6 日付け 書面協議 ・ 令和 8 年 3 月 27 日 ・ 令和 8 年 5 月 13 日付け 書面協議 ・ 令和 8 年 6 月 24 日	令和 7 年度新発田市地域公共交通活性化協議会補正予算について協議し、合意を得た。 加治川地域公共交通（かじかわ号）の運行内容変更（案）について協議し、合意を得た。 令和 8 年度事業計画及び予算について協議し、合意を得た。 佐々木地区公共交通（ささき号）の運行内容変更について協議し、合意を得た。 令和 8 年度地域公共交通計画認定申請書（案）について協議を行う予定。
19. 利用者等の意見の反映状況	
新発田市地域公共交通計画の策定に関して、令和 4 年 12 月から令和 5 年 12 月まで 5 回にわたり協議会を開催し、協議会での意見を計画に反映した。また、令和 5 年 11 月にはパブリックコメントを実施し、ホームページや意見箱で意見を募集したが、特に意見はなかった。 協議会の構成員には、地域公共交通の利用者として、地域住民で構成される新発田市自治会連合会、川東地区自治連合会、運行地区代表者から委員が加わっており、協議会での議論を反映して計画を策定した。また、定期的にバスに乗車し、動態調査を行うなど、利用者ニーズの把握を行っている。 川東コミュニティバスについては、地域住民で構成される川東地区自治連合会の川東地区コミュニティバス検討部会において、利用促進の取組や運行の見直し等について、定期的に検討を行っている。	

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）新潟県新発田市中心 3-3-3

（所 属）新発田市 市民まちづくり支援課

（氏 名）渡邊 祥子

（電 話）0254-28-9644（課直通）

（e-mail）kotsu@city.shibata.lg.jp

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

R9年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画運 行回数	利 便 増 進 特 例 措 置	運 送 継 続 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで 該当する 要件 (別表7・	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
新発田市	新潟交通観光バス 株式会社	(1) 中央ルート外回り(大栄町2丁目経由)	新発田駅	大栄町2丁目	新発田営業所	往17.1km 循環	365日	1,825.0回			路線定期運行	①	「新潟～木崎～新発田線」(補助対象地域間幹線系統)と新発田駅前停留所にて近接	③
		(2) 中央ルート外回り(リハビリテーション病院前経由)	新発田駅	リハビリテーション病院前	新発田営業所	往17.3km 循環	365日	730.0回			路線定期運行	①	「新潟～木崎～新発田線」(補助対象地域間幹線系統)と新発田駅前停留所にて近接	③
		(3) 中央ルート内回り(大栄町2丁目経由)	新発田駅	大栄町2丁目	新発田営業所	往16.9km 循環	365日	1,579.0回			路線定期運行	①	「新潟～木崎～新発田線」(補助対象地域間幹線系統)と新発田駅前停留所にて近接	③
		(4) 中央ルート内回り(リハビリテーション病院前経由)	新発田駅	リハビリテーション病院前	新発田営業所	往18.0km 循環	365日	730.0回			路線定期運行	①	「新潟～木崎～新発田線」(補助対象地域間幹線系統)と新発田駅前停留所にて近接	③
		(5) 中央ルート外回り(東新町2丁目経由)	新発田営業所	東新町2丁目	新発田駅	往18.8km 循環	242日	242.0回			路線定期運行	①	「新潟～木崎～新発田線」(補助対象地域間幹線系統)と新発田駅前停留所にて近接	③
		(6) 中央ルート外回り(リハビリテーション病院前経由、緑町経由なし)	新発田駅	リハビリテーション病院前	新発田営業所	往14.7km 循環	242日	484.0回			路線定期運行	①	「新潟～木崎～新発田線」(補助対象地域間幹線系統)と新発田駅前停留所にて近接	③
		(7) 中央ルート内回り(城北町ニュータウン起点、大栄町2丁目経由)	城北町ニュータウン	大栄町2丁目	新発田駅	往10.9km 復 km	242日	121.0回			路線定期運行	①	「新潟～木崎～新発田線」(補助対象地域間幹線系統)と新発田駅前停留所にて近接	③
		(8) 川東コバス(宮古木村中方面、川東小経由新発田駅)	新発田駅	川東小	宮古木村中	往10.5km 復 km	240日	240.0回			路線定期運行	①	「新潟～木崎～新発田線」(補助対象地域間幹線系統)と新発田駅前停留所にて近接	③
		(9) 川東コバス(上楠川方面、川東小経由新発田駅)	上楠川	川東小	新発田駅	往8.6km 復 km	240日	283.0回			路線定期運行	①	「新潟～木崎～新発田線」(補助対象地域間幹線系統)と新発田駅前停留所にて近接	③
		(10) 川東コバス(上楠川方面、上三光経由新発田駅)	新発田駅	上三光	上楠川	往11.8km 復 km	240日	201.5回			路線定期運行	①	「新潟～木崎～新発田線」(補助対象地域間幹線系統)と新発田駅前停留所にて近接	③
		(11) 川東コバス(新発田営業所、川東小)	新発田営業所	西姫田	川東小	往7.6km 復 km	240日	120.0回			路線定期運行	①	「新潟～木崎～新発田線」(補助対象地域間幹線系統)と新発田駅前停留所にて近接	③
		(12) 川東コバス(川東小、上中江経由新発田営業所)	新発田営業所	上中江	川東小	往11.4km 復11.5km	240日	552.5回			路線定期運行	①	「新潟～木崎～新発田線」(補助対象地域間幹線系統)と新発田駅前停留所にて近接	③
		(13) 川東コバス(新発田駅～石喜～新発田営業所(川東循環))	新発田駅	石喜	新発田営業所	往17.6km 循環	240日	240.0回			路線定期運行	①	「新潟～木崎～新発田線」(補助対象地域間幹線系統)と新発田駅前停留所にて近接	③
		(14) 東ルート内回り	新発田営業所	バードタウン	新発田駅	往10.6km 循環	365日	2,067.0回			路線定期運行	①	「新潟～木崎～新発田線」(補助対象地域間幹線系統)と新発田駅前停留所にて近接	③
		(15) 東ルート外回り	新発田駅	バードタウン	新発田営業所	往10.6km 循環	365日	2,067.0回			路線定期運行	①	「新潟～木崎～新発田線」(補助対象地域間幹線系統)と新発田駅前停留所にて近接	③
		(16) 西ルート内回り	新発田駅	パテオ西新発田	新発田営業所	往11.4km 循環	365日	2,067.0回			路線定期運行	①	「新潟～木崎～新発田線」(補助対象地域間幹線系統)と新発田駅前停留所にて近接	③
		(17) 西ルート外回り	新発田営業所	パテオ西新発田	新発田駅	往11.4km 循環	365日	2,067.0回			路線定期運行	①	「新潟～木崎～新発田線」(補助対象地域間幹線系統)と新発田駅前停留所にて近接	③

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	新発田市
-------	------

(単位:人)

	人 口
人口集中地区以外	45,522
交通不便地域等	5,683

交通不便地域等の内訳

人 口	対象地区	根拠法
5,683	旧加治川村	過疎地域

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
新発田市地域公共交通計画	令和6年2月29日	

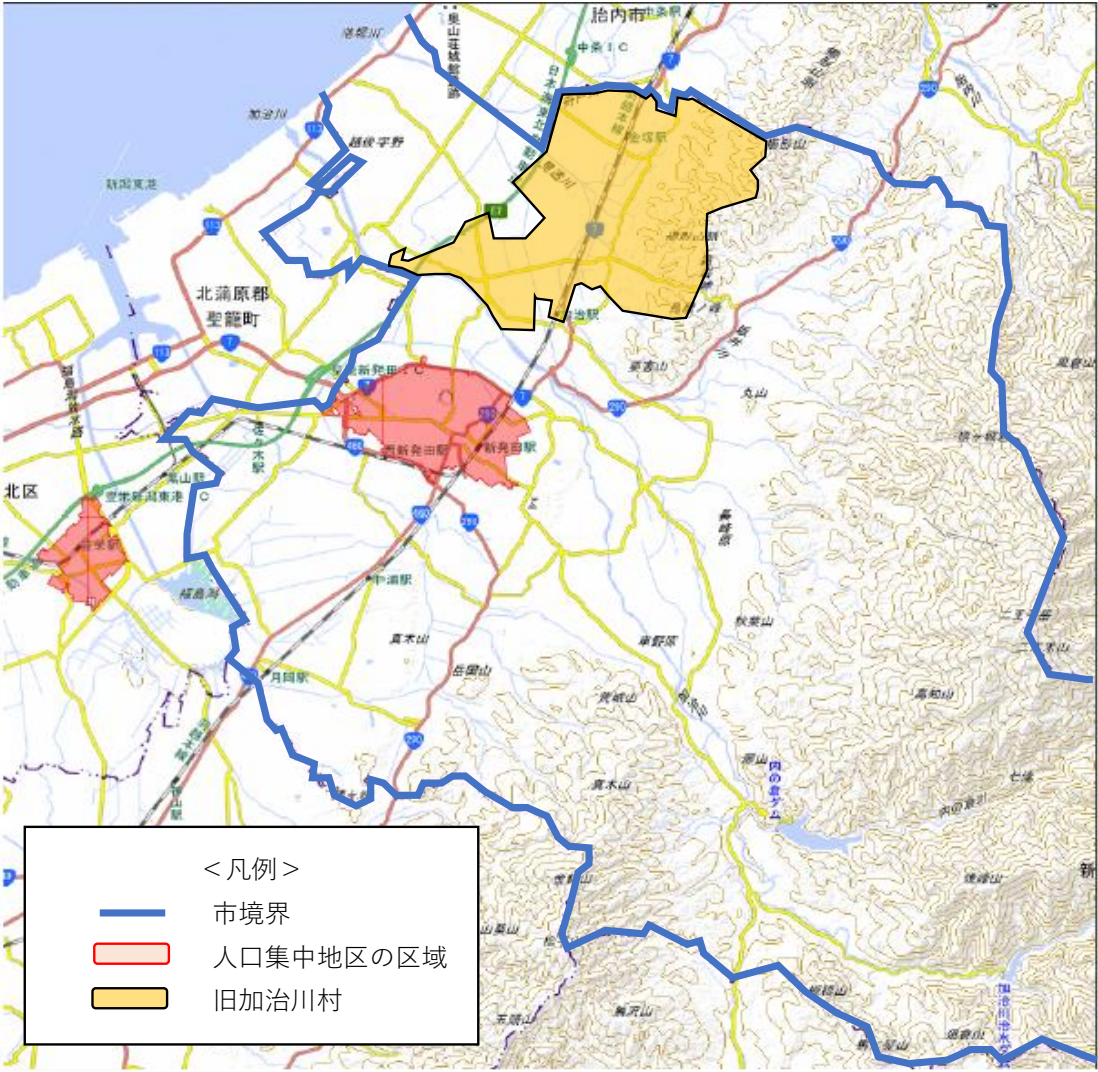
(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2)(実施要領の2.(1)Ⅱ))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

(2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)

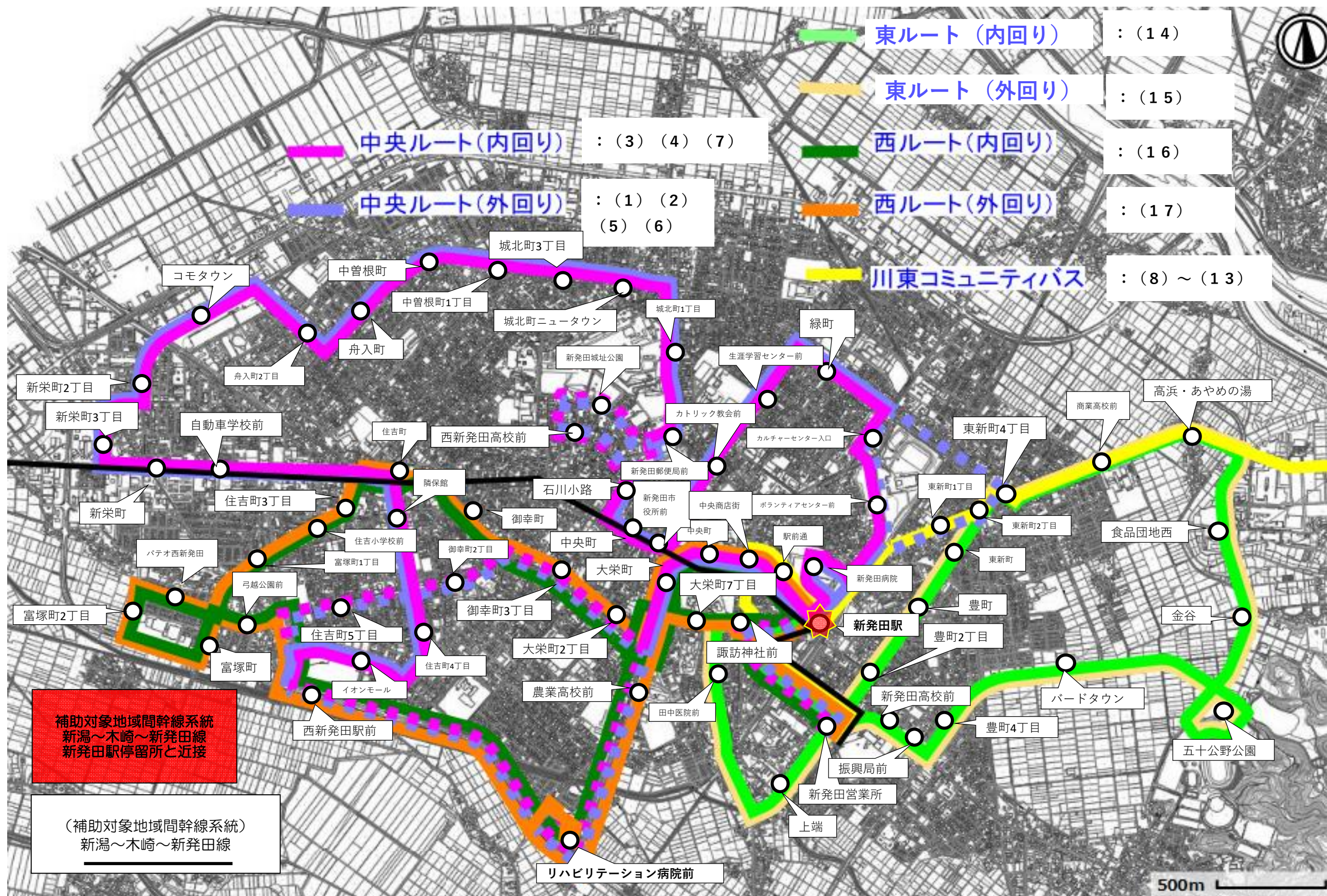
表 5 添付書類（人口集中地区以外の地区が分かる地図、旧加治川村の地図）



新発田市地域公共交通計画
地域公共交通確保維持事業（地域内フィーダー系統）に関する記載箇所一覧表

1. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の地域の公共交通における位置づけ・役割
新発田市地域公共交通計画（本編）P47、49
2. 前号を踏まえた地域公共交通確保維持事業の必要性
新発田市地域公共交通計画（本編）P49
3. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統に係る事業及び実施主体の概要
新発田市地域公共交通計画（本編）P49、54～67
4. 地域公共交通計画の区域内全体における地域旅客運送サービスの利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法
新発田市地域公共交通計画（本編）P50～53

市街地循環バス（あやめバス）
運行系統図



「平日のみ」は、月～金曜日運行（祝日、12/29～1/3は運休） ※は、土・日曜日、祝日、12/29～1/3のみ、18:52新発田営業所発

◆印 8/13 ~ 16 及び 12/29 ~ 1/3 は運休 ◆印 1/1 運休



「平日のみ」は、月～金曜日運行（祝日、12/29～1/3は運休）

○印 8/13～16 及び 12/29～1/3 は運休



東ルート→西ルート
内回り（かぐやひめ号）



運行日	平日のみ	毎日	毎日	毎日	毎日	毎日
行き先	営業所 新発田	営業所 新発田	営業所 新発田	新発田 駅	営業所 新発田	営業所 新発田
新発田営業所	7:31	10:17	13:00	14:55	—	17:35
新発田駅	あやめ①⑨	あやめ②⑩	あやめ③⑪	あやめ④⑫	あやめ⑤⑬	あやめ⑥⑭
田中医院前	申請番号1	申請番号1	申請番号1	申請番号1	申請番号1	申請番号1
上端	申請番号4	申請番号4	申請番号4	申請番号4	申請番号4	申請番号4
新発田高校前	系統番号1	系統番号1	系統番号1	系統番号1	系統番号1	系統番号1
振興局前	系統番号2	系統番号2	系統番号2	系統番号2	系統番号2	系統番号2
豊町4丁目	系統番号5	系統番号5	系統番号5	系統番号5	系統番号5	系統番号5
バードタウン	系統番号8	系統番号8	系統番号8	系統番号8	系統番号8	系統番号8
五十公野公園	系統番号1	系統番号1	系統番号1	系統番号1	系統番号1	系統番号1
金谷	系統番号2	系統番号2	系統番号2	系統番号2	系統番号2	系統番号2
食品団地西	系統番号5	系統番号5	系統番号5	系統番号5	系統番号5	系統番号5
高浜・あやめの湯	系統番号8	系統番号8	系統番号8	系統番号8	系統番号8	系統番号8
商業高校前	系統番号1	系統番号1	系統番号1	系統番号1	系統番号1	系統番号1
東新町4丁目	系統番号2	系統番号2	系統番号2	系統番号2	系統番号2	系統番号2
東新町	系統番号5	系統番号5	系統番号5	系統番号5	系統番号5	系統番号5
豊町	系統番号8	系統番号8	系統番号8	系統番号8	系統番号8	系統番号8
豊町2丁目	系統番号1	系統番号1	系統番号1	系統番号1	系統番号1	系統番号1
新発田駅	8:03	10:48	13:31	15:26	16:27	18:06

↓ 直通運行 ↓

運行日	平日のみ	毎日	毎日	毎日	毎日	毎日
行き先	新発田 駅	営業所 新発田	営業所 新発田	営業所 新発田	営業所 新発田	営業所 新発田
新発田駅	8:05	10:50	13:33	15:28	16:29	18:08
駅前通	あやめ①⑨	あやめ②⑩	あやめ③⑪	あやめ④⑫	あやめ⑤⑬	あやめ⑥⑭
中央商店街	申請番号1	申請番号1	申請番号1	申請番号1	申請番号1	申請番号1
中央町	申請番号6	申請番号6	申請番号6	申請番号6	申請番号6	申請番号6
大栄町	系統番号1	系統番号1	系統番号1	系統番号1	系統番号1	系統番号1
大栄町2丁目	系統番号2	系統番号2	系統番号2	系統番号2	系統番号2	系統番号2
御幸町3丁目	系統番号5	系統番号5	系統番号5	系統番号5	系統番号5	系統番号5
御幸町	系統番号8	系統番号8	系統番号8	系統番号8	系統番号8	系統番号8
住吉町3丁目	系統番号1	系統番号1	系統番号1	系統番号1	系統番号1	系統番号1
住吉小学校前	系統番号2	系統番号2	系統番号2	系統番号2	系統番号2	系統番号2
富塚町1丁目	系統番号5	系統番号5	系統番号5	系統番号5	系統番号5	系統番号5
パテオ西新発田	系統番号8	系統番号8	系統番号8	系統番号8	系統番号8	系統番号8
富塚町2丁目	系統番号1	系統番号1	系統番号1	系統番号1	系統番号1	系統番号1
富塚町	系統番号2	系統番号2	系統番号2	系統番号2	系統番号2	系統番号2
弓越公園前	系統番号5	系統番号5	系統番号5	系統番号5	系統番号5	系統番号5
西新発田駅前	系統番号8	系統番号8	系統番号8	系統番号8	系統番号8	系統番号8
リハビリテーション病院前	系統番号1	系統番号1	系統番号1	系統番号1	系統番号1	系統番号1
農業高校前	系統番号2	系統番号2	系統番号2	系統番号2	系統番号2	系統番号2
大栄町7丁目	8:37	11:20	14:03	15:58	16:59	18:38
諏訪神社前	8:37	11:20	14:03	15:58	16:59	18:38
新発田駅	8:38	11:21	14:04	15:59	17:00	18:39
新発田営業所	8:43	11:26	14:09	—	17:05	18:44

「平日のみ」は、月～金曜日運行（祝日、12/29～1/3は連休）

西ルート→東ルート
外回り（そんごく号）



運行日	平日のみ	毎日	毎日	毎日	毎日	毎日
行き先	新発田 駅	営業所 新発田	営業所 新発田	営業所 新発田	営業所 新発田	営業所 新発田
新発田営業所	7:37	—	10:42	13:36	16:07	17:43
新発田駅	あやめ①⑨	あやめ②⑩	あやめ③⑪	あやめ④⑫	あやめ⑤⑬	あやめ⑥⑭
諏訪神社前	申請番号1	申請番号1	申請番号1	申請番号1	申請番号1	申請番号1
大栄町7丁目	申請番号7	申請番号7	申請番号7	申請番号7	申請番号7	申請番号7
農業高校前	系統番号1	系統番号1	系統番号1	系統番号1	系統番号1	系統番号1
リハビリテーション病院前	系統番号2	系統番号2	系統番号2	系統番号2	系統番号2	系統番号2
西新発田駅前	系統番号5	系統番号5	系統番号5	系統番号5	系統番号5	系統番号5
弓越公園前	系統番号8	系統番号8	系統番号8	系統番号8	系統番号8	系統番号8
富塚町	系統番号1	系統番号1	系統番号1	系統番号1	系統番号1	系統番号1
富塚町2丁目	系統番号2	系統番号2	系統番号2	系統番号2	系統番号2	系統番号2
パテオ西新発田	系統番号5	系統番号5	系統番号5	系統番号5	系統番号5	系統番号5
富塚町1丁目	系統番号8	系統番号8	系統番号8	系統番号8	系統番号8	系統番号8
住吉小学校前	系統番号1	系統番号1	系統番号1	系統番号1	系統番号1	系統番号1
住吉町3丁目	系統番号2	系統番号2	系統番号2	系統番号2	系統番号2	系統番号2
御幸町	系統番号5	系統番号5	系統番号5	系統番号5	系統番号5	系統番号5
御幸町3丁目	系統番号8	系統番号8	系統番号8	系統番号8	系統番号8	系統番号8
大栄町2丁目	系統番号1	系統番号1	系統番号1	系統番号1	系統番号1	系統番号1
大栄町	8:18	9:19	11:15	14:09	16:40	18:16
中央町	8:19	9:20	11:16	14:10	16:41	18:17
中央商店街	8:20	9:21	11:17	14:11	16:42	18:18
駅前通	8:21	9:22	11:18	14:12	16:43	18:19
新発田駅	8:23	9:26	11:22	14:16	16:47	18:23

↓ 直通運行 ↓

運行日	平日のみ	毎日	毎日	毎日	毎日	毎日
行き先	新発田 駅	営業所 新発田	営業所 新発田	営業所 新発田	営業所 新発田	営業所 新発田
新発田駅	8:23	9:26	11:22	14:16	16:47	18:23
豊町2丁目	あやめ①⑨	あやめ②⑩	あやめ③⑪	あやめ④⑫	あやめ⑤⑬	あやめ⑥⑭
豊町	申請番号1	申請番号1	申請番号1	申請番号1	申請番号1	申請番号1
東新町	申請番号6	申請番号6	申請番号6	申請番号6	申請番号6	申請番号6
東新町4丁目	系統番号1	系統番号1	系統番号1	系統番号1	系統番号1	系統番号1
商業高校前	系統番号2	系統番号2	系統番号2	系統番号2	系統番号2	系統番号2
高浜・あやめの湯	系統番号5	系統番号5	系統番号5	系統番号5	系統番号5	系統番号5
食品団地西	系統番号8	系統番号8	系統番号8	系統番号8	系統番号8	系統番号8
金谷	系統番号1	系統番号1	系統番号1	系統番号1	系統番号1	系統番号1
五十公野公園	系統番号2	系統番号2	系統番号2	系統番号2	系統番号2	系統番号2
バードタウン	系統番号5	系統番号5	系統番号5	系統番号5	系統番号5	系統番号5
豊町4丁目	系統番号8	系統番号8	系統番号8	系統番号8	系統番号8	系統番号8
振興局前	系統番号1	系統番号1	系統番号1	系統番号1	系統番号1	系統番号1
新発田高校前	系統番号2	系統番号2	系統番号2	系統番号2	系統番号2	系統番号2
上端	系統番号5	系統番号5	系統番号5	系統番号5	系統番号5	系統番号5
田中医院前	系統番号8	系統番号8	系統番号8	系統番号8	系統番号8	系統番号8
新発田駅	8:38	11:21	14:04	15:59	17:00	18:39
新発田営業所	8:43	11:26	14:09	—	17:05	18:44

「平日のみ」は、月～金曜日運行（祝日、12/29～1/3は連休）

川東コミュニティバス 路線図

【お問い合わせ先】 新潟交通観光バス株式会社新潟営業所
新潟市 市民まちづくり支援課 公共交通推進室

TEL 23-2111
TEL 28-9644
令和8年3月発行

時刻表やバスの情報はこちら



新潟市
公式LINE

バスどこ？
新潟市公共交通・
バス位置情報システム

時刻表・
路線図

(補助対象地域間幹線系統)
新潟～木崎～新発田線

補助対象地域間幹線系統
新潟～木崎～新発田線
新発田駅前停留所と近接

【申請番号8】 川東コミバス（宮古木村中方面、川東小経由新発田駅）
≪4月～11月運行時刻表≫

— 運行番号39
— 運行番号56

≪12月～3月運行時刻表≫
— 運行番号39、56

B地区

A地区

利用

区間	大人	小人(小学生)	未就学児
A地区⇔B地区	200円	100円	0円
B地区⇔C地区	100円	50円	0円
B地区⇔C地区	100円	50円	0円
同一地区内	100円	50円	0円

【A地区】川東地区各方面から敦賀
【B地区】安全橋、岡田大日堂前、下岡田
【C地区】食田地区から新発田駅方面
※「身体障害者手帳」「精神障害者保健福祉手帳」「療育手帳」の提示により無料。また、その付き添い1人無料。

・「板山」から乗車し、「川東小学校」で乗継ぎ
「新発田駅」で降車する場合……………200円
・「川東小学校」から乗車し、「新発田駅」で降車する場合……………200円
・「川東小学校」から乗車し、「下岡田」で降車する場合……………100円
・「川東小学校」から乗車し、「板山」で降車する場合……………100円

※市街地循環路線の詳しい路線・バス停は「あやめバス時刻表」をご覧ください。

市街地循環路線

夏ダイヤの登校・下校時運行
冬ダイヤの登校・下校時運行
利用料の境

③番のりば：西高・中央高校行き
宮古木村中方面行き
④番のりば：市街地循環路線行き
三光方面行き

川東コミュニティバス 路線図

【お問い合わせ先】 新潟交通観光バス新発田営業所
新発田市 市民まちづくり支援課 公共交通推進室

TEL 23-2111
TEL 28-9644
令和8年3月発行

時刻表やバスの情報はこちら



新発田市
公式LINE



バスどこ？
新発田市公共交通・
バス位置情報システム



時刻表・
路線図

(補助対象地域間幹線系統)
新潟～木崎～新発田線

補助対象地域間幹線系統
新潟～木崎～新発田線
新発田駅前停留所と近接

【申請番号9】 川東コミバス（上楠川方面、川東小経由新発田駅）

《4月～11月運行時刻表》

—— 運行番号2

- - - 運行番号18、22

《12月～3月運行時刻表》

- - - 運行番号18

【申請番号10】 川東コミバス（上楠川方面、上三光経由新発田駅）

《4月～11月運行時刻表》 運行番号48、52

《12月～3月運行時刻表》 運行番号48

【申請番号11】 川東コミバス（新発田営業所、川東小）

《4月～11月運行時刻表》 運行番号32

《12月～3月運行時刻表》 運行番号32

川東小学校バス乗降



※市街地循環路線

乗車料	0円
乗車料	0円
乗車料	0円
乗車料	0円

【A地区】川東地区各方面から敦賀
【B地区】安全橋、新発田駅前、下関田
【C地区】食品団地から新発田駅前方面
※「身体障害者手帳」「精神障害者保健福祉
手帳」「療育手帳」の提示により無料。ま
た、その付添い人無料。

「学校」で乗継ぎ……………200円
新発田駅で降車する場合……………200円
下関田で降車する場合……………100円
板山で降車する場合……………100円

川東コミュニティバス 路線図

【お問い合わせ先】 新潟交通観光バス株式会社新潟営業所
 新潟市 市民まちづくり支援課 公共交通推進室
 TEL 23-2111
 TEL 28-9644
 令和8年3月発行

時刻表やバスの情報はこちら



新潟市公式LINE バスどこ? 新潟市公共交通・バス位置情報システム 時刻表・路線図

(補助対象地域間幹線系統)
 新潟～木崎～新発田線

補助対象地域間幹線系統
 新潟～木崎～新発田線
 新発田駅前停留所と近接

B地区

【申請番号12】 川東コミバス (川東小、五斗入口経由新発田営業所)
 〓 4月～11月運行時刻表 運行番号13、33、43、62、63
 〓 12月～3月運行時刻表 運行番号13、33、43、63

【申請番号13】 川東コミバス (新発田駅～石喜～新発田営業所(川東循環))
 〓 4月～11月運行時刻表 運行番号35・65
 〓 12月～3月運行時刻表 運行番号35・65

※市街地循環路線の詳しい路線・バス停は「あやめバス時刻表」をご覧ください。

【A地区】川東地区各方面から数賀
 【B地区】安全橋、岡田大日堂前、下岡田
 【C地区】食品店地前から新発田駅方面
 ※「身体障害者手帳」「精神障害者保健福祉手帳」「療育手帳」の提示により無料、また、その付き添い人無料。

乗車区間	未就学児	小学生	中学生以上
同一地区内	100円	50円	0円

例 大人

- ・「板山」から乗車し、「川東小学校」で乗継ぎ「新発田駅」で降車する場合……………200円
- ・「川東小学校」から乗車し、「新発田駅」で降車する場合……………200円
- ・「川東小学校」から乗車し、「下岡田」で降車する場合……………100円
- ・「川東小学校」から乗車し、「板山」で降車する場合……………100円

川東コミュニティバス時刻表（案）

【令和9年3月29日～令和9年11月28日ダイヤ】

●土曜・日曜日、祝日、8月13日～16日及び12月29日～1月3日は運休します。
◎路線図や運賃表等については、別刷「川東コミュニティバス路線図」をご覧ください。

【お問い合わせ先】新潟交通観光バス（株）新発田営業所
新発田市 市民まちづくり支援課 公共交通推進室

TEL 23-2111
TEL 28-9644

新発田駅方面行き

宮古木村中方面から					
運行番号	4	11	14	19	23
宮古木村中	7:45	9:45	12:35	15:35	16:30
宮古木十字路	7:46	9:46	12:36	15:36	16:31
車野	7:47	9:47	12:37	15:37	16:32
上大友	7:50	9:50	12:40	15:40	16:35
大友	7:51	9:51	12:41	15:41	16:36
川東小	8:00	10:00	12:50	15:45	16:40
石喜	8:01	10:01	12:51		
下石喜	8:02	10:02	12:52		
西姫田	8:03	10:03	12:53		
敦賀	8:06	10:06	12:56		
安全橋	8:07	10:07	12:57		
岡田大日堂前	8:08	10:08	12:58		
下岡田	8:09	10:09	12:59		
食品団地前	8:09	10:09	12:59		
高浜・あやめの湯	8:11	10:11	13:01		
商業高校前	8:12	10:12	13:02		
東新町4丁目	8:13	10:13	13:03		
東新町1丁目	8:14	10:14	13:04		
新発田駅	8:17	10:17	13:07		
市街地循環	右乗①へ乗換不要	右乗②へ乗換不要	右乗③へ乗換不要		

◎「川東小」は「川東小学校」の略称です。

◎ は、「川東小学校」で目的地までのバスに乗り換えることができます。

JR(新潟)	8:33	10:28	13:40	-	17:51
JR(村上)	9:30	11:25	14:36	-	18:07
JR(新津)	8:22	11:32	13:23	-	18:16

上板山・荒瀬水・小戸方面から				
運行番号	3	10	20	24
荒瀬水	7:30		15:35	16:33
上新田	7:31		15:36	16:34
小戸	7:39			
小戸下	7:40			
上車野	7:43			
上板山	7:45	9:45	15:40	16:38
板山	7:46	9:46	15:41	16:39
集落センター前	7:47	9:47	15:42	16:40
中田屋	7:48	9:48	15:43	16:41
上羽津田屋	7:49	9:49	15:44	16:42
上羽津	7:50	9:50	15:45	16:43
堀切	7:51	9:51	15:46	16:44
下羽津	7:52	9:52	15:47	16:45
川東小	8:00	9:54	15:49	16:47
石喜	8:01			
下石喜	8:02			
敦賀	8:04			
安全橋	8:05			
岡田大日堂前	8:06			
下岡田	8:07			
食品団地前	8:09			
高浜・あやめの湯	8:11			
商業高校前	8:12			
東新町4丁目	8:13			
東新町1丁目	8:14			
新発田駅	8:17			

◎「川東小」は「川東小学校」の略称です。

◎ は、「川東小学校」で目的地までのバスに乗り換えることができます。

JR(新潟)	-	10:28	-	17:51
JR(村上)	-	11:25	-	18:07
JR(新津)	-	11:32	-	18:16

南俣方面から				
運行番号	5	12	21	25
長峰	7:36			
南俣	7:38	9:33	15:37	16:37
ふれあいセンター	7:39	9:34	15:38	16:38
田具	7:41	9:36	15:40	16:40
温泉病院	7:44	9:39	15:43	16:43
虎丸大橋	7:46	9:41	15:45	16:45
下虎丸	7:48	9:43	15:47	16:47
本間新田	7:50	9:45	15:49	16:49
堀切	7:52	9:47	15:51	17:51
下羽津	7:53	9:48	15:52	17:52
川東小	8:00	9:50	15:54	16:54
石喜	8:01			
下石喜	8:02			
西姫田	8:03			
敦賀	8:06			
安全橋	8:07			
岡田大日堂前	8:08			
下岡田	8:09			
食品団地前	8:09			
高浜・あやめの湯	8:11			
商業高校前	8:12			
東新町4丁目	8:13			
西新発田高校前	8:25			
中央高校前	8:37			

※運行番号5番は8月3日(月)～8月31日(月)は川東小止まりとなります。

JR(新潟)	-	10:28	-	17:51
JR(村上)	-	11:25	-	18:07
JR(新津)	-	11:32	-	18:16

三光方面から				
運行番号	2	74	18	22
上楠川			15:32	16:48
上の町	7:45	9:40		
上三光	7:46	9:41		
下三光		9:45		
下楠川三叉路		9:46		
下楠川		9:47		
南橋		9:48		
川東小	8:00	9:49		
石喜				
下石喜				
敦賀				
安全橋				
岡田大日堂前				
下岡田				
食品団地前				
高浜・あやめの湯				
商業高校前				
東新町4丁目				
東新町1丁目				
新発田駅	8:15		15:53	17:09

※運行番号5番は8月3日(月)～8月31日(月)は川東小止まりとなります。

JR(新潟)	8:21	10:29	16:42	17:51
JR(村上)	8:21	11:26	16:32	18:07
JR(新津)	8:22	11:32	17:03	18:16

川東小・石喜方面から									
運行番号	1	65	77	13	62	63	75	76	
下高間			9:52						
川東小	7:00	裏面35番から	9:55	12:05	15:15	16:20	17:50	18:55	
石喜	7:01	1					17:51	18:56	
下石喜	7:01	1					17:51	18:56	
南橋		3							
下楠川		4							
下楠川三叉路		5							
下三光		8							
五斗入口		9							
上中江		9							
東姫田		1							
西姫田	7:03	2							
敦賀	7:04	3					17:53	18:58	
安全橋	7:05	4					17:54	18:59	
岡田大日堂前	7:06	5					17:55	19:00	
下岡田	7:07	6					17:56	19:01	
食品団地前	7:07	6					17:57	19:02	
高浜・あやめの湯	7:08	7					17:58	19:03	
商業高校前	7:09	8					17:58	19:04	
東新町4丁目	7:10	9					17:59	19:05	
東新町1丁目	7:11	9:00		12:24	15:34	16:39	18:00	19:06	
新発田駅	7:17	9:03		12:27	15:37	16:42	18:05	19:09	
駅前通		9:04		12:28	15:38	16:43		19:10	
新発田営業所(新発田高校前)		9:11		12:35	15:45	16:50		19:15	

※運行番号5番は8月3日(月)～8月31日(月)は川東小止まりとなります。

JR(新潟)	7:38	9:31	10:29	13:03	15:49	17:05	18:22	19:31
JR(村上)	7:24	9:31	11:26	14:36	15:48	18:07	18:39	19:30
JR(新津)	8:23	11:32	11:32	13:23	15:54	17:03	18:16	19:48

(乗継券なしの場合)
バス前方の運賃表示器に表示された運賃をお支払いください。

バスの乗り方・乗り換え方法(各地区方面から新発田駅へ行く場合)



市街地循環路線時刻表			
停留所	①	②	③
新発田駅	8:17	10:17	13:07
駅前通	8:18	10:18	13:08
中央商店街	8:19	10:19	13:09
中央町(新発田市役所近辺)	8:20	10:20	13:10
大栄町	8:21	10:21	13:11
農業高校前	8:22	10:22	13:12
リハビリテーション病院前	8:27	10:27	13:17
西新発田駅前	8:35	10:35	13:25
イオンモール	8:37	10:37	13:27
住吉町4丁目	8:38	10:38	13:28
隣保館前	8:39	10:39	13:29
住吉町	8:40	10:40	13:30
自動車学校前	8:41	10:41	13:31
新栄町	8:43	10:43	13:33
新栄町3丁目	8:44	10:44	13:34
新栄町2丁目	8:45	10:45	13:35
コモタウン	8:50	10:50	13:40
舟入町2丁目	8:51	10:51	13:41
舟入町	8:52	10:52	13:42
中管根町	8:53	10:53	13:43
中管根町1丁目	8:54	10:54	13:44
城北町3丁目	8:55	10:55	13:45
城北町ニュータウン	8:56	10:56	13:46
城北町1丁目	8:57	10:57	13:47
新発田郵便局前	8:59	10:59	13:49
石川小路	9:01	11:01	13:51
中町	9:03	11:03	13:53
新発田市役所前	9:04	11:04	13:54
カトリック教会前	9:06	11:06	13:56
生涯学習センター前	9:07	11:07	13:57
緑町	9:08	11:08	13:58
カルチャーセンター入口	9:10	11:10	14:00
ボランティヤセンター前	9:11	11:11	14:01
新発田病院	9:12	11:12	14:02
新発田駅	9:14	11:14	14:04
新発田営業所(新発田高校前)	9:23	11:23	14:13

川東コミュニティバス時刻表（案）

【令和9年3月29日～令和9年11月28日ダイヤ】

●土曜・日曜日、祝日、8月13日～16日及び12月29日～1月3日は運休します。
◎路線図や運賃表等については、別刷「川東コミュニティバス路線図」をご覧ください。

川東地区方面行き

新発田駅：②番のりば

【お問い合わせ先】 新潟交通観光バス（株）新発田営業所
新発田市 市民まちづくり支援課 公共交通推進室

TEL 23-2111
TEL 28-9644

川東小行き											
JR(新潟)	6:42	6:42	6:42	8:10	9:03	11:25	14:26	18:57	19:40		
JR(村上)	6:49	6:49	6:49	8:18	8:18	10:29	12:57	18:21	19:30		
JR(新津)	6:45	6:45	6:45	8:15	8:15	11:08	14:33	18:35	19:27		
運行番号	32	※33	34	※72	73	43	78	60	66		
新発田駅前通	6:49	6:59			9:12	11:25	14:39				
新発田駅	6:53	7:03			9:16	11:29	14:43				
東新町1丁目	7:03	7:13	7:35	8:25	9:18	11:31	14:45	19:10	19:45		
東新町4丁目	7:08	7:18	7:38	8:28	9:21	11:34	14:48	19:13	19:48		
商業高校前	7:13	7:23	7:39	8:29	9:22	11:39	14:49	19:14	19:49		
高浜・あやめの湯	7:18	7:28	7:40	8:30	9:23	11:44	14:50	19:15	19:50		
食品団地前	7:23	7:33	7:41		9:24	11:49	14:51	19:16	19:51		
下岡田	7:28	7:38	7:42		9:25	11:54	14:52	19:17	19:52		
岡田大日堂前	7:33	7:43	7:43	☆7:43	9:26	11:59	14:53	19:18	19:53		
安全橋（コンビニ前）	7:38	7:48	7:44		9:27	12:04	14:54	19:19	19:54		
敦賀	7:43	7:53	7:45		9:28	12:09	14:55	19:20	19:55		
西姫田	7:48	7:58	7:46		9:29	12:14	14:55	19:20	19:55		
東姫田	7:53	8:03			9:30	12:19	14:56	19:21	19:56		
上中江	7:58	8:08			9:33	12:24	14:56	19:22	19:57		
五斗入口	8:03	8:13			9:34	12:29	14:56	19:22	19:57		
下三光	8:08	8:18			9:34	12:29	14:56	19:22	19:57		
上楠川	8:13	8:23			9:34	12:29	14:56	19:22	19:57		
下楠川三叉路	8:18	8:28			9:34	12:29	14:56	19:22	19:57		
下楠川	8:23	8:33			9:34	12:29	14:56	19:22	19:57		
南橋	8:28	8:38			9:34	12:29	14:56	19:22	19:57		
下石喜	8:33	8:43	7:47		9:34	12:29	14:56	19:22	19:57		
下高関	8:38	8:48			9:34	12:29	14:56	19:22	19:57		
石喜	8:43	8:53	7:48		9:34	12:29	14:56	19:22	19:57		
川東小	8:48	8:58	7:52		9:34	12:29	14:56	19:22	19:57		

※運行番号33番・72番は、8月3日(月)～8月31日(月)は運休します。

☆運行番号34番は食品団地内を経由します。「食品団地前」と「下岡田」の停留所が食品団地内となりますのでご注意ください。

○時刻は通過予定時刻です。天候や交通状況、乗車数などにより遅れる場合がありますのでご了承ください。

宮古木村中方面行き					
JR(新潟)	11:25	14:26	15:24	16:58	18:06
JR(村上)	10:29	14:44	15:49	16:39	17:35
JR(新津)	11:08	14:33	15:46	17:03	17:02
運行番号	39	46	50	54	56
新発田駅前通	11:34				
新発田駅	11:38				
東新町1丁目	11:43				
東新町4丁目	11:48				
商業高校前	11:53				
高浜・あやめの湯	11:58				
食品団地前	12:03				
下岡田	12:08				
岡田大日堂前	12:13				
安全橋（コンビニ前）	12:18				
敦賀	12:23				
西姫田	12:28				
下石喜	12:33				
石喜	12:38				
川東小	12:43	15:15	16:15	17:30	18:35
大友	12:48	15:17	16:17	17:32	18:37
大友	12:53	15:18	16:18	17:33	18:38
車野	12:58	15:21	16:21	17:36	18:41
宮古木十字路	13:03	15:21	16:21	17:36	18:41
宮古木村中	13:08	15:25	16:25	17:40	18:45

◎ は「川東小学校」で目的地までのバスに乗り換えることができます。

●時刻表や路線図については、ホームページでも確認できます。

新発田市 川東 バス

検索

上板山・荒清水・小戸方面行き					
JR(新潟)	11:25	14:26	15:24	16:58	18:06
JR(村上)	10:29	14:44	15:49	16:39	17:43
JR(新津)	11:08	14:33	15:46	17:03	17:03
運行番号	40	45	49	53	57
新発田駅前通	11:34				
新発田駅	11:38				
東新町1丁目	11:43				
東新町4丁目	11:48				
商業高校前	11:53				
高浜・あやめの湯	11:58				
食品団地前	12:03				
下岡田	12:08				
岡田大日堂前	12:13				
安全橋（コンビニ前）	12:18				
敦賀	12:23				
西姫田	12:28				
下石喜	12:33				
石喜	12:38				
川東小	12:43	15:15	16:15	17:30	18:35
下羽津	12:48	15:16	16:16	17:31	18:36
堀切	12:53	15:16	16:16	17:31	18:36
上羽津	12:58	15:17	16:17	17:32	18:37
上羽津田屋	13:03	15:18	16:18	17:33	18:38
中田屋	13:08	15:19	16:19	17:34	18:39
集落センター前	13:13	15:20	16:20	17:35	18:40
板山	13:18	15:21	16:21	17:36	18:41
上板山	13:23	15:23	16:23	17:40	18:43
上車野	13:28				18:44
小戸下	13:33				18:47
小戸	13:38				18:50
上新田	13:43	15:28	16:28		
荒清水	13:48	15:30	16:30		

南俣方面行き					
JR(新潟)	11:25	14:26	15:24	16:58	18:06
JR(村上)	10:29	14:44	15:49	16:39	17:43
JR(新津)	11:08	14:33	15:46	17:03	17:03
運行番号	42	47	51	55	59
新発田駅前通	11:34				
新発田駅	11:38				
東新町1丁目	11:43				
東新町4丁目	11:48				
商業高校前	11:53				
高浜・あやめの湯	11:58				
食品団地前	12:03				
下岡田	12:08				
岡田大日堂前	12:13				
安全橋（コンビニ前）	12:18				
敦賀	12:23				
西姫田	12:28				
下石喜	12:33				
石喜	12:38				
川東小	12:43	15:15	16:15	17:30	18:35
下南橋	12:48	15:15	16:15	17:30	18:35
堀切	12:53	15:16	16:16	17:31	18:36
本間新田	12:58	15:17	16:17	17:32	18:37
下虎丸	13:03	15:19	16:19	17:34	18:39
虎丸大橋	13:08	15:21	16:21	17:36	18:41
温泉病院	13:13	15:23	16:23	17:38	18:43
田貝	13:18	15:26	16:26	17:41	18:46
ふれあいセンター	13:23	15:28	16:28	17:43	18:48
南俣	13:28	15:29	16:31	17:46	18:51
長峰	13:33	15:33			

三光方面行き						
JR(新潟)	8:10	11:25	14:26	15:24	16:58	18:06
JR(村上)	8:18	10:29	14:44	15:49	16:39	17:43
JR(新津)	8:15	11:08	14:33	15:46	17:03	17:03
運行番号	35	41	44	48	52	58
新発田駅前通 (新発田高校前)			14:49			
駅前通		(39 43番から乗換可)	14:53			(56番から乗換可)
新発田駅	甲 申 申 申 申 申 通 通 通 通 通 番 番 番 番 番 号 号 号 号 号 1 1 1 1 1		14:55	15:55	17:10	
東新町1丁目	1		14:58	15:58	17:13	
東新町4丁目	2		14:59	15:59	17:14	
商業高校前	3		15:00	16:00	17:15	
高浜・ あやめの湯	4		15:01	16:01	17:16	
食品団地前	5		15:03	16:03	17:17	川東小で乗換
下岡田	6	川東小で乗換	15:03	16:03	17:17	
岡田大日堂前	7		15:04	16:04	17:18	
安全橋 (コンビニ前)	8		15:05	16:05	17:19	
敦賀	9		15:06	16:06	17:20	
西姫田	0		15:08	16:08	17:22	
下石喜	1		15:10	16:10	17:24	
石喜	2		15:10	16:10	17:24	
川東小	3	12:00	15:15	16:15	17:30	18:35
南橋	4	12:01	15:16	16:16	17:31	18:36
下楠川	5	12:03	15:18	16:18	17:33	18:38
下楠川三叉路	6	12:04	15:19	16:19	17:34	18:39
下三光	7	12:05	15:20	16:20	17:35	18:40
上の町	8	12:06	15:21	16:21	17:36	18:41
上三光	9	12:07	15:22	16:22	17:37	18:43
上楠川	0	12:13	15:28	16:28	17:43	
次の運行路線	裏面 65番へ	-	-	-	-	-

バスの乗り方・乗り換え方法（新発田駅から各地区方面へ行く場合）



川東コミュニティバス時刻表（案）

【令和8年11月30日～令和9年3月28日ダイヤ】
令和8年11月30日改正

●土曜・日曜日、祝日及び12月29日～1月3日は連休します。

◎路線図や運賃表等については、別刷「川東コミュニティバス路線図」をご覧ください。

【お問い合わせ先】新潟交通観光バス（株）新発田営業所

TEL 23-2111

新発田市市民まちづくり支援課 公共交通推進室 TEL 28-9644

新発田駅方面行き

令和8年11月30日～の冬ダイヤは未定のため、令和7年の冬ダイヤを参照します。

宮古木村中方面から					
運行番号	4	11	14	19	23
宮古木村中	7:45	9:45	12:35	15:35	16:35
山立	7:47		12:37		
宮古木十字路	7:48	9:46	12:38	15:36	16:36
車野	7:49	9:47	12:39	15:37	16:37
上大友	7:52	9:50	12:42	15:40	16:40
大友	7:53	9:51	12:43	15:41	16:41
川東小	8:00	10:00	12:50	15:45	16:45
石喜	8:01	10:01	12:51		
下石喜	8:02	10:02	12:52		
西畑田		10:03	12:53		
敦賀	8:04	10:06	12:56		
安全橋	8:05	10:07	12:57		
岡田大日堂前	8:06	10:08	12:58		
下岡田	8:07	10:09	12:59		
食品団地前	8:08	10:09	12:59		
高浜・あやめの湯	8:09	10:11	13:01		
商業高校前	8:10	10:12	13:02		
東新町4丁目	8:11	10:13	13:03		
東新町1丁目	8:12	10:14	13:04		
新発田駅	8:15	10:17	13:07		
市街地循環					

上板山・荒清水・小戸方面から					
運行番号	67	3	10	20	24
荒清水		7:45		15:35	16:35
上新田		7:46		15:36	16:36
小戸	7:20				
小戸下	7:21				
上車野	7:24				
上板山	7:25		9:45	15:40	16:40
板山	7:26		9:46	15:41	16:41
集落センター前	7:27	7:48	9:47	15:42	16:42
中田屋	7:28	7:49	9:48	15:43	16:43
上羽津田屋	7:29	7:50	9:49	15:44	16:44
上羽津	7:30	7:51	9:50	15:45	16:45
堀切	7:31	7:52	9:51	15:46	16:46
下羽津	7:33	7:53	9:52	15:47	16:47
川東小	7:35	8:00	9:54	15:49	16:49
石喜	(川東小で2、3、4、5番に乗り換え可)	8:01	(川東小で11番に乗り換え可)		(川東小で25番に乗り換え可)
下石喜	8:02				
敦賀	8:04				
安全橋	8:05				
岡田大日堂前	8:06				
下岡田	8:07				
新発田営業所(新発田高校前)	8:15				

南俣方面から					
運行番号	61	64	12	21	25
南俣	7:28	9:35	15:35	16:35	
ふれあいセンター	7:29	9:36	15:36	16:36	
田貝	7:31	9:38	15:38	16:38	
温泉病院	7:33	9:40	15:40	16:40	
虎丸大橋	7:34	7:53	9:41	16:41	
下虎丸	7:36	7:54	9:43	16:43	
本間新田	7:38	7:56	9:45		
堀切	7:40	7:58	9:47	16:47	
下羽津	7:41	7:59	9:48	16:48	
川東小	7:43	8:01	9:50	16:55	
石喜	(川東小で2、3、4、5番に乗り換え可)			16:57	
下石喜				16:57	
西畑田				16:58	
敦賀				17:01	
安全橋				17:01	
岡田大日堂前				17:03	
下岡田				17:03	
食品団地前				17:04	
高浜・あやめの湯				17:05	
商業高校前				17:06	
東新町4丁目				17:07	
東新町1丁目				17:08	
新発田駅				17:11	

三光方面から					
運行番号	68	2	74	18	22
上橋川	7:25			15:32	16:32
上の町		7:45	9:40		
上三光		7:46	9:41		
下三光		7:50	9:45		
下橋川三叉路	7:27	7:51	9:46	15:34	16:34
下橋川	7:27	7:52	9:47	15:34	16:34
南橋	7:29	7:53	9:48	15:36	16:36
川東小	7:31	8:00	9:49	15:38	16:38
石喜	8:01			15:40	
下石喜	8:02			15:40	
西畑田	8:03			15:41	
敦賀	8:06			15:43	
安全橋	8:07			15:43	
岡田大日堂前	8:08			15:45	
下岡田	8:09			15:46	
食品団地前	8:09			15:46	
高浜・あやめの湯	8:11			15:47	
商業高校前	8:12			15:48	
東新町4丁目	8:13			15:49	
東新町1丁目				15:50	
新発田駅				15:53	
西新発田高校前	8:25				
中央高校前	8:37				

川東小・石喜方面から											
運行番号	1	5	65	77	13	62	63	69	70	71	
下高間				9:52							
川東小	7:00	8:00		9:55	12:05	15:15	16:20	17:40	18:28	18:50	
石喜	7:01	8:01	8:41							18:51	
下石喜	7:02	8:02	8:41							18:52	
南橋					7:15	15:17	16:20	17:42	18:29		
下橋川					8:15	15:18	16:20	17:43	18:31		
下橋川三叉路					9:15	15:19	16:20	17:44	18:32		
下三光					10:15	15:21	16:20	17:46	18:33		
五斗上江					11:15	15:22	16:20	17:54	18:41		
上中江					12:15	15:23	16:20	17:55	18:42		
東畑田					13:15	15:26	16:20	17:58	18:45		
西畑田	7:03	8:03	8:41		14:15	15:27	16:20	17:59	18:46	18:53	
敦賀	7:06	8:06	8:41		15:15	15:29	16:20	18:01	18:48	18:56	
安全橋	7:07	8:07	8:41		16:15	15:30	16:20	18:02	18:49	18:57	
岡田大日堂前	7:08	8:08	8:41		17:15	15:31	16:20	18:03	18:50	18:58	
下岡田	7:08	8:09	8:41		18:15	15:32	16:20	18:04	18:51	18:58	
食品団地前	7:09	8:09	8:41		19:15	15:33	16:20	18:05	18:52	18:59	
高浜・あやめの湯	7:10	8:11	8:41		20:15	15:34	16:20	18:06	18:53	19:00	
商業高校前	7:12	8:12	8:41		21:15	15:35	16:20	18:07	18:54	19:01	
東新町4丁目	7:12	8:13	8:41		22:15	15:36	16:20	18:08	18:55	19:02	
東新町1丁目	7:14	8:14	8:41		23:15	15:37	16:20	18:09	18:56	19:03	
新発田駅	7:17	8:17	8:41		24:15	15:40	16:20	18:12	18:59	19:06	
市街地循環											
駅前通	8:18	9:07			12:31		16:46				
新発田営業所	9:11				12:35		16:50				

市街地循環路線時刻表			
停留所	①	②	③
新発田駅	8:17	10:17	13:07
駅前通	8:18	10:18	13:08
中央商店街	8:19	10:19	13:09
中央町(新発田市役所近辺)	8:20	10:20	13:10
大栄町	8:21	10:21	13:11
農業高校前	8:22	10:22	13:12
リハビリテーション病院前	8:25	10:25	13:15
西新発田駅前	8:31	10:31	13:21
イオンモール	8:33	10:33	13:23
住吉町4丁目	8:34	10:34	13:24
隣保館前	8:35	10:35	13:25
住吉町	8:36	10:36	13:26
自動車学校前	8:37	10:37	13:27
新栄町	8:39	10:39	13:29
新栄町3丁目	8:40	10:40	13:30
新栄町2丁目	8:41	10:41	13:31
コモタウン	8:46	10:46	13:36
舟入町2丁目	8:47	10:47	13:37
舟入町	8:48	10:48	13:38
中曽根町	8:49	10:49	13:39
中曽根町1丁目	8:50	10:50	13:40
城北町3丁目	8:51	10:51	13:41
城北ニュータウン	8:52	10:52	13:42
城北町1丁目	8:53	10:53	13:43
新発田郵便局前	8:55	10:55	13:45
石川小路	8:57	10:57	13:47
中町	8:59	10:59	13:49
新発田市役所前	9:00	11:00	13:50
カトリック教会前	9:02	11:02	13:52
生涯学習センター前	9:06	11:06	13:56
緑町	9:07	11:07	13:57
カルチャーセンター入口	9:09	11:09	13:59
ボランティアセンター前	9:10	11:10	14:00
新発田病院	9:11	11:11	14:01
新発田駅	9:13	11:13	14:03
新発田営業所(新発田高校前)	9:19	11:19	14:09

JR(新潟)	8:33	10:28	13:40	-	17:51
JR(村上)	8:21	11:25	14:26	-	18:07
JR(新潟)	8:22	11:32	13:23	-	18:16

JR(新潟)	8:33	-	10:28	-	17:51
JR(村上)	8:21	-	11:25	-	18:07
JR(新潟)	8:22	-	11:32	-	18:16

JR(新潟)	8:33	-	10:28	-	17:51
JR(村上)	8:21	-	11:25	-	18:07
JR(新潟)	8:22	-	11:32	-	18:16

JR(新潟)	8:33	-	10:28	16:42	17:51
JR(村上)	8:21	-	11:25	16:28	18:07
JR(新潟)	8:22	-	11:32	17:03	18:16

JR(新潟)	7:38	8:33	9:30	10:28	13:03	15:48	17:04	18:22	19:08	19:31
JR(村上)	7:24	8:30	9:30	11:25	14:26	15:50	18:07	18:39	19:35	19:35
JR(新潟)	8:22	8:22	11:32	11:32	13:23	15:53	17:03	18:48	19:48	19:48

◎「川東小」は「川東小学校」の略称です。

◎ 黄色の背景は「川東小学校」で目的地までのバスに乗り換えることができます。

QRコードをスマートフォンで読み取ると、バスの現在位置を確認することができます。

「バスどこ？」をチェック

JR(新潟)は、すべて「白新線 普通列車(新潟駅方面)」への新発田駅からの出発時刻です。

JR(村上)は、すべて「羽越線 普通列車(村上駅方面)」への新発田駅からの出発時刻です。

JR(新潟)は、すべて「羽越線 普通列車(新潟駅方面)」への新発田駅からの出発時刻です。

※出発時刻については、「新発田駅」バス停にバス到着後、列車出発まで5分以上ある時刻を記載しています。

※令和6年3月16日改正の時刻です。詳しい時刻については、JR東日本新潟支社の駅でご確認ください。

バスの乗り方・乗換方法（各地区方面から新発田駅へ行く場合）



川東コミュニティバス時刻表（案）

〔令和8年11月30日～令和9年3月28日ダイヤ〕

●土曜・日曜日、祝日及び12月29日～1月3日は運休します。

令和8年11月30日改正

◎路線図や運賃表等については、別刷「川東コミュニティバス路線図」をご覧ください。

川東地区方面行き

新発田駅：②番のり

令和8年11月30日～の冬ダイヤは未定のため、令和7年の冬ダイヤを参照します。

TEL 23-2111

推進室 TEL 28-9644

川東小行き										
JR(新潟)	6:44	6:44	7:24	8:09	9:02	11:25	14:26	18:57	19:39	
JR(村上)	6:50	6:50	6:50	8:18	8:18	10:28	12:57	18:21	19:23	
JR(新津)	6:47	6:47	6:47	8:15	8:15	11:08	13:00	18:35	19:27	
運行番号	32	33	34	72	73	43	78	60	66	
新発田営業所 (新発田高校前)	6:49	7:04			9:12	11:25	14:39			
駅前通	川東①申請番号11	川東①申請番号12			9:16	川東①申請番号12	14:43			
新発田駅	川東①申請番号11	川東①申請番号12	7:35	8:25	9:18	川東①申請番号12	14:45	19:10	19:50	
東新町1丁目	川東①申請番号11	川東①申請番号12	7:38	8:28	9:21	川東①申請番号12	14:48	19:13	19:53	
東新町4丁目	川東①申請番号11	川東①申請番号12	7:39	8:29	9:22	川東①申請番号12	14:49	19:14	19:54	
商業高校前	川東①申請番号11	川東①申請番号12	7:40	8:30	9:23	川東①申請番号12	14:50	19:15	19:55	
高浜・あやめの湯	川東①申請番号11	川東①申請番号12	7:41		9:24	川東①申請番号12	14:51	19:16	19:56	
食品団地前	川東①申請番号11	川東①申請番号12	7:42		9:25	川東①申請番号12	14:52	19:17	19:57	
下岡田	川東①申請番号11	川東①申請番号12	7:43		9:26	川東①申請番号12	14:53	19:18	19:58	
岡田大日堂前	川東①申請番号11	川東①申請番号12	7:44		9:27	川東①申請番号12	14:54	19:19	19:59	
安全橋	川東①申請番号11	川東①申請番号12	7:45		9:28	川東①申請番号12	14:55	19:20	20:00	
敦賀	川東①申請番号11	川東①申請番号12	7:46		9:29	川東①申請番号12	14:56	19:21	20:01	
西姫田	川東①申請番号11	川東①申請番号12	7:48		9:31	川東①申請番号12	14:58	19:23	20:03	
東姫田	川東①申請番号11	川東①申請番号12			9:32	川東①申請番号12				
上中江	川東①申請番号11	川東①申請番号12			9:35	川東①申請番号12				
五斗入口	川東①申請番号11	川東①申請番号12			9:36	川東①申請番号12				
下三光	川東①申請番号11	川東①申請番号12				川東①申請番号12				
下楠川三叉路	川東①申請番号11	川東①申請番号12				川東①申請番号12				
下楠川	川東①申請番号11	川東①申請番号12				川東①申請番号12				
南橋	川東①申請番号11	川東①申請番号12				川東①申請番号12				
下石喜	川東①申請番号11	川東①申請番号12	7:09	7:49		川東①申請番号12	14:58	19:24	20:04	
下高関	川東①申請番号11	川東①申請番号12				川東①申請番号12	15:00			
石喜	川東①申請番号11	川東①申請番号12	7:10	7:50		川東①申請番号12		19:25	20:05	
川東小	7:12	7:36	7:52			11:57		19:27	20:07	

宮古木村中方面行き					
JR(新潟)	11:25	14:26	15:24	16:58	18:06
JR(村上)	10:28	12:57	15:47	16:39	17:35
JR(新津)	11:08	14:47	15:43	17:02	17:02
運行番号	39	46	50	54	56
新発田営業所 (新発田高校前)	11:34				18:05
駅前通	川東①申請番号11				川東①申請番号11
新発田駅	川東①申請番号11	44番から乗換可	48番から乗換可	55番から乗換可	川東①申請番号11
東新町1丁目	川東①申請番号11	44番から乗換可	48番から乗換可	55番から乗換可	川東①申請番号11
東新町4丁目	川東①申請番号11	44番から乗換可	48番から乗換可	55番から乗換可	川東①申請番号11
商業高校前	川東①申請番号11	44番から乗換可	48番から乗換可	55番から乗換可	川東①申請番号11
高浜・あやめの湯	川東①申請番号11	44番から乗換可	48番から乗換可	55番から乗換可	川東①申請番号11
食品団地前	川東①申請番号11	44番から乗換可	48番から乗換可	55番から乗換可	川東①申請番号11
下岡田	川東①申請番号11	44番から乗換可	48番から乗換可	55番から乗換可	川東①申請番号11
岡田大日堂前	川東①申請番号11	44番から乗換可	48番から乗換可	55番から乗換可	川東①申請番号11
安全橋	川東①申請番号11	44番から乗換可	48番から乗換可	55番から乗換可	川東①申請番号11
敦賀	川東①申請番号11	44番から乗換可	48番から乗換可	55番から乗換可	川東①申請番号11
西姫田	川東①申請番号11	44番から乗換可	48番から乗換可	55番から乗換可	川東①申請番号11
下石喜	川東①申請番号11	44番から乗換可	48番から乗換可	55番から乗換可	川東①申請番号11
石喜	川東①申請番号11	44番から乗換可	48番から乗換可	55番から乗換可	川東①申請番号11
川東小	10:15	15:15	16:15	17:40	18:38
大友	10:13	15:18	16:18	17:43	18:31
上大友	10:14	15:19	16:19	17:44	18:32
車野	10:17	15:22	16:22	17:47	18:35
宮古木十字路	10:18	15:23	16:23	17:48	18:36
山立	10:19	15:24	16:24	17:49	18:37
宮古木村中	12:11	15:26	16:26	17:51	18:39

◎ 〇は「川東小学校」で目的地までのバスに乗り換えることができます。

上板山・荒清水・小戸方面行き					
JR(新潟)	11:25	14:26	15:24	16:58	18:06
JR(村上)	10:28	12:57	15:47	16:39	17:35
JR(新津)	11:08	14:47	15:43	17:02	17:02
運行番号	40	45	49	53	57
新発田営業所 (新発田高校前)					
駅前通	39、43番から乗換可	44番から乗換可	48番から乗換可	55番から乗換可	56番から乗換可
新発田駅	39、43番から乗換可	44番から乗換可	48番から乗換可	55番から乗換可	56番から乗換可
東新町1丁目	39、43番から乗換可	44番から乗換可	48番から乗換可	55番から乗換可	56番から乗換可
東新町4丁目	39、43番から乗換可	44番から乗換可	48番から乗換可	55番から乗換可	56番から乗換可
商業高校前	39、43番から乗換可	44番から乗換可	48番から乗換可	55番から乗換可	56番から乗換可
高浜・あやめの湯	39、43番から乗換可	44番から乗換可	48番から乗換可	55番から乗換可	56番から乗換可
食品団地前	39、43番から乗換可	44番から乗換可	48番から乗換可	55番から乗換可	56番から乗換可
下岡田	39、43番から乗換可	44番から乗換可	48番から乗換可	55番から乗換可	56番から乗換可
岡田大日堂前	39、43番から乗換可	44番から乗換可	48番から乗換可	55番から乗換可	56番から乗換可
安全橋	39、43番から乗換可	44番から乗換可	48番から乗換可	55番から乗換可	56番から乗換可
敦賀	39、43番から乗換可	44番から乗換可	48番から乗換可	55番から乗換可	56番から乗換可
西姫田	39、43番から乗換可	44番から乗換可	48番から乗換可	55番から乗換可	56番から乗換可
下石喜	39、43番から乗換可	44番から乗換可	48番から乗換可	55番から乗換可	56番から乗換可
石喜	39、43番から乗換可	44番から乗換可	48番から乗換可	55番から乗換可	56番から乗換可
川東小	12:00	15:15	16:15	17:40	18:28
下羽津	12:01	15:16	16:16	17:41	18:29
堀切	12:03	15:18	16:18	17:43	18:31
上羽津	12:04	15:19	16:19	17:44	18:32
上羽津田屋	12:05	15:20	16:20	17:45	18:33
中田屋	12:06	15:21	16:21	17:46	18:34
集落センター前	12:07	15:22	16:22	17:47	18:35
板山	12:08	15:23	16:23	17:48	18:36
上板山	12:10	15:25	16:25	17:50	18:38
上車野					18:39
小戸下					18:42
小戸					18:43
上新田	12:13	15:28	16:28	17:53	
荒清水	12:15	15:30	16:30	17:55	

南俣方面行き					
JR(新潟)	11:25	14:26	15:24	16:58	18:06
JR(村上)	10:28	12:57	15:47	16:39	17:35
JR(新津)	11:08	14:47	15:43	17:02	17:02
運行番号	42	47	51	55	59
新発田営業所 (新発田高校前)					
駅前通	39、43番から乗換可	44番から乗換可	48番から乗換可	55番から乗換可	56番から乗換可
新発田駅	39、43番から乗換可	44番から乗換可	48番から乗換可	55番から乗換可	56番から乗換可
東新町1丁目	39、43番から乗換可	44番から乗換可	48番から乗換可	55番から乗換可	56番から乗換可
東新町4丁目	39、43番から乗換可	44番から乗換可	48番から乗換可	55番から乗換可	56番から乗換可
商業高校前	39、43番から乗換可	44番から乗換可	48番から乗換可	55番から乗換可	56番から乗換可
高浜・あやめの湯	39、43番から乗換可	44番から乗換可	48番から乗換可	55番から乗換可	56番から乗換可
食品団地前	39、43番から乗換可	44番から乗換可	48番から乗換可	55番から乗換可	56番から乗換可
下岡田	39、43番から乗換可	44番から乗換可	48番から乗換可	55番から乗換可	56番から乗換可
岡田大日堂前	39、43番から乗換可	44番から乗換可	48番から乗換可	55番から乗換可	56番から乗換可
安全橋	39、43番から乗換可	44番から乗換可	48番から乗換可	55番から乗換可	56番から乗換可
敦賀	39、43番から乗換可	44番から乗換可	48番から乗換可	55番から乗換可	56番から乗換可
西姫田	39、43番から乗換可	44番から乗換可	48番から乗換可	55番から乗換可	56番から乗換可
下石喜	39、43番から乗換可	44番から乗換可	48番から乗換可	55番から乗換可	56番から乗換可
石喜	39、43番から乗換可	44番から乗換可	48番から乗換可	55番から乗換可	56番から乗換可
川東小	12:00	15:15	16:15	17:40	18:28
下羽津	12:01	15:16	16:16	17:41	18:29
堀切	12:03	15:18	16:18	17:43	18:31
本間新田	12:04	15:19	16:19	17:45	18:32
下虎丸	12:06	15:21	16:21	17:46	18:34
虎丸大橋	12:08	15:23	16:23	17:48	18:36
温泉病院	12:09	15:24	16:24	17:49	18:37
田貝	12:11	15:26	16:26	17:51	18:39
ふれあいセンター	12:13	15:28	16:28	17:53	18:41
南俣	12:14	15:29	16:29	17:54	18:42

三光方面行き						
JR(新潟)	8:09	11:25	14:26	15:24	16:58	18:06
JR(村上)	8:18	10:28	12:57	15:47	16:39	17:35
JR(新津)	8:15	11:08	14:47	15:43	17:02	17:02
運行番号	35	41	44	48	52	58
新発田営業所 (新発田高校前)			14:49			
駅前通		(	14:53		(	(
新発田駅	8:26	39、43番から乗換可	14:55	15:57	55番から乗換可	56番から乗換可
東新町1丁目	申請番号1		14:58	16:00	→	→
東新町4丁目	申請番号1		14:59	16:02		
商業高校前	13		15:00	16:04		
高浜・あやめの湯	系統番号1		15:01	16:06	川東小で乗換	川東小で乗換
食品団地前	3		15:03	16:08		
下岡田	系統番号1	→	15:03	16:10	川東小で乗換	川東小で乗換
岡田大日堂前	2	川東小で乗換	15:04	16:12		
安全橋	2		15:05	16:14		
敦賀	7		15:06	16:16		
西姫田	0		15:08	16:18		
下石喜	3		15:08	16:20		
石喜			15:10	16:22		
川東小		12:00	15:15	16:21	17:40	18:28
南橋		12:01	15:16	16:22	17:42	18:29
下楠川		12:03	15:18	16:24	17:43	18:31
下楠川三叉路		12:04	15:19	16:25	17:44	18:32
下三光		12:05	15:20	16:26	17:46	18:33
上の町		12:06	15:21	16:27	17:47	18:34
上三光		12:08	15:23	16:29	17:49	18:36
五斗入口					17:54	18:41
上中江	8:50				17:55	18:42
上楠川		12:13	15:28	16:28		
次の運行路線	裏面65番へ	—	—	—	裏面69番へ	裏面70番へ

○時刻は通過予定時刻です。天候や交通状況、乗車数などにより遅れる場合があります。

ありますのでご了承ください。

☆運行番号34番は食品団地内を経由します。「食品団地前」と「下岡田」の停留所が食品団地内となりますのでご注意ください。

●時刻表や路線図については、ホームページでも確認できます。

新発田市 川東 バス

検索

バスの乗り方・乗換方法（新発田駅から各地区方面へ行く場合）